午前九時○○分開議

○議長(高野正君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第11号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君**) 議案第11号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

この条例は、国の地域再生法第5条第16項の規定により、和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトが認定を受け、これによって、本町の認定事業者に対し固定資産税の特別措置を講ずるために平成28年3月に制定されたものでございます。今般、この認定の根拠である国の地域再生法第5条第16項が、同条第15項と改められましたので、これを引用する本条例の項ずれを解消するために改正をお願いするものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから計論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第11号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第12号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第12号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令については3年ごとに見直しされていて、平成29年度の見直しによって町が定める手数料のうち、該当するものについて

は国の基準に沿って金額を改定するよう求められているところでございます。

今回の改正のうち、美浜町に該当する部分としては手数料条例のうち砂利採取法に基づく申請等に係る手数料で、砂利採取をしようとする場合の採取計画の認可申請に係る手数料でございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(髙野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) この議案に対して、とやかく言うつもりはないんですけれども、この間、広域消防のほうで、私、行かせてもうたときには、広域消防のほうでもいろんなタンクの手数料の改正という条例が幾つもあったんです。それで何を聞きたいかというと、こういう手数料に関しては何年かの間に見直しなさいというような、3年に1回なんか、5年に1回なんかはそこはわかりませんけれども、そういう今、砂利採取なんかというのはある意味で、我々で直接関係のあるようなもんじゃないような感じもするんですけれども、そういう法的にでも、何年かに1回、見直しというようなそういう何があるんでしょうか。
- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- 〇総務政策課長(福島教君) お答えいたします。

地方分権という流れの中で、分権一括法でいろんな事務が国から県、県から町へと移譲されてきております。その中で、そもそも国や県が持っていた事務について、町へ来た際に、それぞれ国が定めていたりしたそういう手数料関係の金額については、完全に町へ事務は移譲するけれども、その金額については、もともとの権限者であった国が標準のそういうのを定めるというふうな流れに今なっています。

今回、おっしゃられましたように、大体3年に1度、こういう地方公共団体の手数料の標準に関する政令というのが改正されまして、今、議員おっしゃられましたように、今回、改正された手数料の一例としては、例えば風俗営業法によるそういう飲食店の認可であったりとか、こういう部分も当町の場合は、保健所が担当になるんかと思いますので、町は関係ないと、それと、今言われた消防で、これガソリンスタンドとかだと思うんですけれども、屋外に一定量以上のタンクを設置するときの審査手数料みたいなやつ、これは、広域消防がありますので、当町の場合は、消防のほうの担当というふうな形で、こういういろんな今回も料金改正が示されておって、それに合わせて3年に1回見直してくださいよと、その中の1つにこの砂利採取の認可の申請に対する審査手数料というようなものが含まれていて、それが町の条例に該当しますので、今回、改正をお願いしていると、そういう流れになります。

以上です。

○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第12号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第13号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申 し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正され、これを引用する部分に項ずれが生じましたので改正をお願いするものでございます。

具体的には、第15条第1項第2号中のうち、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(髙野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第13号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第14号 美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

これまでの制度では、美浜町内の国民健康保険の被保険者が県外の施設に入所するなど して住所を移した場合、住所地特例の制度によって、美浜町の被保険者であったわけです が、その方が75歳に達した際にはその県外の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっ ていました。

今回、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、後期高齢者医療制度においても、 県外の施設等に入所して住所を移した場合、75歳に到達しても元の自治体の属する後期 高齢者医療広域連合が引き続き保険者となる規定が新たに追加されることとなりましたの で、当町の関係条例にも同様の規定を追加するものでございます。

また、附則第2条の改正につきましては、制度が始まったときの特例規定であるため削除するものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** 5番がつくられたという意味はわかったんですけれども、その附則のここが削除されたという意味、今、ご説明いただいたんですけれども、もう少し詳しく説明をお願いします。
- 〇議長(高野正君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

附則第2条の改正についてですけれども、平成20年度、いわゆる後期高齢者医療が始まったときの保険料の徴収の特例規定でございました。

それで、それ以降については、この附則第2条というのが必要がなくなったので、今回 の条例改正に合わせて、改正のほうをお願いしたものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** もう一回すみません。そうしたら、徴収の仕方が特例でこれは見たら、第4期からと書いてあるんですけれども、そういうのをなくなって、どういうふうにそうしたら、これがなくなったら、徴収の仕方がどうなるんでしょうか。
- 〇議長(髙野正君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

平成20年度の制度の開始時点で被扶養者であった被保険者に係る保険料についてなんですけれども、後期高齢者医療の連合組合のほうには確認した結果なんですけれども、その計算方法が間に合わなかったというところで、本来であれば、納期というのが、来期が7月からスタートするわけなんですけれども、平成20年度の保険料については、10月からスタートということで、おくらせました。

これはあくまでも、20年度だけの納期の変更ということでございますので、今回の条

例改正に合わせて、こちらのほうを削除すると、そういった改正でございます。

- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** はい。そうしたら、これは平成20年に適用されたもので、 それ以後はなかったということで、そういうふうに理解したらいいわけですか。そやけど、 ここには残っていたと、この際ということで、外したという理解でよろしいですか。はい、 わかりました。
- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 今の話を聞かせてもうて、やっと意味が少しわかったんですけれども、当初提案理由を聞くまで、何のこっちゃわからんで、何度も見直したんです。そんで、私の質問というのは、物すごくばかげた質問になるというのか、恥ずかしい質問になるんかもわかりませんけれども、ちょっとこの際確かめておきたいんですけれども、結局、都会のほうに若者、息子というんか、親族が住んでいて、後期高齢者の対象になる年配の方が美浜町に残っていたと。そんで、この方が、ここ以外の結局、大阪なら大阪の子どもさんに引き取られた近くの老人ホームとか、そんなところに入ると、しかし、住所はここに、美浜町にあったさか、やっぱり美浜町から徴収するというような、美浜町へ払い込まないかんというんか、そういう理屈になるわけなんですか。その美浜町に住所は置いてないんやけども、大阪から、美浜町へ払い込んでくださいよというような、そんな形になるという理解の仕方でいいんですか。
- 〇議長(高野正君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

第3条の改正になろうかと思います。こちらについては、住所地特例の改正ということ でございまして、一例を挙げて申し上げさせてもらいます。

美浜町の国保の被保険者の方が住所を移して県外、仮に大阪の施設に入所した場合、住所地特例の規定がございまして、美浜町の国保の被保険者となります。その方が、後期の被保険者75歳に到達したときは、改正前でしたら、住所地特例が適用されずに、大阪の後期の被保険者となっていたんですけれども、今回の改正によりまして、住所地特例が適用されて、和歌山県の後期の被保険者となる、そういった改正でございます。

- 〇議長(高野正君) 5番、龍神議員。
- **○5番(龍神初美君)** 特例と言ったら、私、ええことの特例か、悪いことの特例か、いまいちようわからんねけども、今の話だったら、行ったところの大阪が特例を受けて、ええような感じがして、和歌山、損のような感じがするんですけれども、何か、いまいち、もうちょっと、特例というのが、もう少し詳しくお願いいたします。
- 〇議長(髙野正君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

住所地特例についてでございます。住所地特例というのは被保険者が他市町村の施設等 に入所することで、住所を変更した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる 特例措置でございます。

施設を多く抱える市町村の財政を圧迫するのを防ぐという措置でございます。

○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **〇議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第14号 美浜町後期高齢者医療 に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と します。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

本条例の改正については、介護保険法の改正に伴い、当町の第7期介護保険事業の見直 しを図るとともに、介護保険料の改定を行うものでございます。

なお、お手元に新旧対照表と改正概要をお届けしていますので、ご参照ください。

以下、条文に沿って細部説明を申し上げます。

第1条の改正は、条文の整理でございます。

次に、第1条の2から第1条の4の改正については、介護保険法に基づく保健福祉事業を行う場合の規定であり、現在、当町ではこれに当たる事業を実施していないことから削除するものであります。

第2条の改正は、平成30年度から平成32年度までの保険料の改正を行うものでございます。

第3条の改正は、条文の整理と、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期の規定を追加 するものであります。

第4条の改正は、見出しの中の「資格取得」を「資格の取得」に改め、同条第3項中の 条文の整理をするものでございます。

第5条以降の改正でございますが、まず第5条から第15条までを2条ずつ繰り下げ、 新しく第4条の次に2条を加え、第5条、第6条といたします。

以下の説明は改正後の条文によりご説明いたします。

改正後の第5条、第6条の規定については、美浜町では第1期納期が4月、第2期納期が6月であり、これらの納期分保険料については、暫定賦課をしているため、その根拠規定として追加するものであります。

第9条の改正については、「延滞金の例により計算した」を加えて、延滞金についてより明確にするものでございます。

第10条の改正は、本条規定は特別徴収対象被保険者も対象に含まれることから、第1項中の「納付義務者」の次に、括弧書きで「(法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者を含む。)」を加え、同項中、同項第4号中及び同条第2項中の該当箇所の条文の整理をするものでございます。

次に、第11条から第16条の改正については、該当箇所の条文の整理をするものであります。

第17条の改正については、同条第1項及び第2項中、それぞれこの条例改正により条ずれが生じた条の改正であり、その他については該当箇所の条文の整理をするものであります。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行し、経過措置として平成29年度 以前の保険料については、従前の例によるものといたします。

以上、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** それでは、幾つかわからんところを質問します。

まず、この第1条から、2から4というのをなぜ削ったんかというのはわかりました。それで、第2条のこの第7期の保険料が改定されたので、それで、変わったというのはわかったんですが、その後のところ、ちょっと、わかりにくいんですけれども、といいますのは、第3条の普通徴収に係る納期、これが、普通徴収と言いますと、年金180千円以下の人が普通徴収で、普通、特別徴収はもうそれ以上の人は全部、年金から天引きされると思うんですが、その納期がこの第3条とか、第4条にあるということで、そのところに、第5条、第6条が非常にいっぱい書いてあるんで、一体どんなことが書かれて、どういうことを具体的にあるんかと思ったら、今、細部説明で、納期が4月になると納期が6月になるということやということだったんですけれども、このあたり、もう少し、えらい条文が多いんですけれども、簡単に言うたら、そういうことというように細部説明を受けて思ったんですけれども、そういう理解でよろしいんでしょうかということをお願いします。

# 〇議長(髙野正君) 福祉保険課長。

○福祉保険課長(中村幸嗣君) お答えします。

第3条の次の、加えた新しい第2条について、長いということで、ちょっと理解しづらいことですが、この加えた条文の内容については、最初の2期分の保険料を賦課するに当たりまして、所得に対しての賦課となりますが、その段階では、所得が確定していないので、暫定賦課と言いまして、いわゆる仮算定で前年の所得に応じての賦課をしていたところです。

これはそういった運用をしていたんですけれども、それの運用をするに当たり、明確化 されていないという確認ができましたので、それによって、また、基本となる準則を手本 にしまして、その暫定賦課をするに当たって、その条文の追加をしたものです。 以上です。

- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** はい。そうしたら、先ほどの私がちょっと言うた暫定賦課で 4月から一応取っておいて、また、6月に確定したら、ちゃんとしたのを取るという、簡 単に言うたらそういうことでよろしいんでしょうか。非常に、長い、難しい文章でなかな か意味がわからないんですが、そういうようにとって間違うてたら、訂正してください。
- 〇議長(高野正君) 福祉保険課長。
- ○福祉保険課長(中村幸嗣君) 議員お見込みのとおりです。
  以上です。
- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 正確な金額、忘れましたけれども、今度、この今、2条で上げているように、料金の値上げですけれども、非常に値上げ幅が少なかったというように理解しておる、新聞報道もされておりました。

値上げは少ないほど喜ばしいのは理解しておるんですけれども、過去に、次のときに随分と値上げせないかんのを無理やり、財調なんか切り崩して抑えた。ほんなら、今度、ぐっと上がった。ほんで、要するに、介護保険料、なぜこんな高なるんやという批判があった。何が言いたいかというと、確かに、値上げ幅は少ないほうがいいんですけれども、将来を見越して、次にぐっと上げるような、過去のように、すごく高く徴収せないかんというのか、料金改正せないかんというようなことのないように、やっぱり先を見通して、100円で、何十円、何十何円だったと思いますけれども、その分を、100円、200円、上げておいて、次のときに、さほど上げんでも済むというような、今の社会情勢からしてみたら、いわゆる激変を緩和するというような配慮というのは、実際問題されているんですかね。次も予測した金額で、今の料金が決まっているんでしょうか。

- 〇議長(髙野正君) 福祉保険課長。
- ○福祉保険課長(中村幸嗣君) この保険料の算定につきましては、平成29年度1年間 の間で策定委員会を開催して、そこで検討してのことでございます。

その要素については、将来見越してもちろん、その人口推計であったり、給付費の伸び率であったり、また、被保険者数の推移であったり、それから、認定率の推移であったり、あとまた、介護サービスの事業所等に増設等の予測であったり、そういったところが全般に加味されて、保険料を推定してございます。

特段の保険料の上昇を抑えるために特別な措置というのは今回については、特別な措置 はしておりません。そういった各数字の推計によって、この保険料を算出したものでござ います。

以上です。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 今の課長の説明で理論的にわかるんですけれども、もう一回だけ少し同じことを質問させてもらいますけれども、過去に結局、値上げをかなり低く抑えたために、次の3年後の値上げというのがすごく上がった時期があったでしょう。過去に。それと同じような現象は起こらないのかと、それならそれで、そういうことも配慮して決めるべきやないんかと、激変を緩和するということも考慮に入れて、いわゆる先を見通した金額なのか、それとも、今、課長が言われましたように、いろんな数字を積み合わせて、積み合わせただけで、はい、ことしはこんだけですよ、今回はこれだけですよ。3年後は3年間で何も配慮していませんよという考え方なんか、この3年さえ回っていけばそれでええという考えなんか、それとも、将来の推計を見越して、要するにこれぐらいになるやろう。そのためには、今はちょっと余るけれども、余剰金として取って積み立てておくほうが激変を緩和できるんやないかと、そういう配慮はされているんかどうかということを最初に聞いているんですけれども、いかがですか。

- 〇議長(高野正君) 福祉保険課長。
- ○福祉保険課長(中村幸嗣君) 同じような答弁になるんですけれども、激変の緩和に対しての特別な措置というのは講じておりません。
  以上です。
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- 〇議長(高野正君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第15号 美浜町介護保険条例の 一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第16号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の条例改正は、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に 伴って、関連する町の条例について昨年度に引き続き改正するものでございます。

平成28年11月の一般職の職員の給与に関する法律、給与法の改正により、平成29年度以降、段階的に扶養手当支給額が改正されることとなってございます。

消防団員の補償基礎額の加算額については給与法に定める扶養手当支給額をもとに定め

られていますので、本条例においても加算額の改正を実施するものでございます。

附則としましてこの条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。3番、碓井議員。
- **○3番(碓井啓介君)** ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この中に1号の人から6号の人までという、分けがあるんですけれども、1号から6号はどういう人であるということかちょっと教えていただきたい。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。
  - 第1号につきましては配偶者でございます。

第2号につきましては22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子です。 第3号につきましては22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫でご ざいます。

第4号につきましては60歳以上の父母及び祖父母でございます。

第5号につきましては22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、 弟、妹ということでございます。

第6号につきましては重度心身障害者というところでございます。 以上です。

- ○議長(高野正君) いいですか。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第16号 美浜町消防団員等公務 災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は9時50分です。

午前九時三十七分休憩

午前九時五〇分再開

\_ • \_\_

〇議長(**高野正君**) 再開します。

日程第7 議案第17号 平成29年度美浜町一般会計補正予算(第8号)についてを 議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第17号 平成29年度美浜町一般会計補正予算(第8号)につきまして、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ29,125千円を追加し、補 正後の総額を42億85,976千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、年度末を目前にして、これまでの入札による差額や、利用人数の確定など、対象経費のうち不用額が出るものを減額するのが大半でございまして、これらの不用額とまだ予算化していなかった前年度繰り越し分など合わせて財政調整基金へ2億円を積み増しすることが大きな特徴でございます。

さらに、繰越明許費、債務負担行為の変更、地方債の変更がございます。

では、ページを追ってご説明いたします。

4ページは第2表、繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費では、地方創生推進交付金として採択された事業のうち語り部ジュニアの養成や移民資料の整理・保存、各種セミナーや交流会の開催などソフト事業分として58,500千円を繰り越し、農林水産事業費では、農地耕作条件事業として実施した和田地区農道舗装工事の執行残を平成30年度において同事業で実施する予定である上田井地区水路改良事業に充当する分として900千円、西川河口付近で実施しております、日高港西川地区漁船係留施設整備事業について、防波堤及び取り付け護岸の各下部工で、89,038千円を翌年度へ繰り越しいたします。

土木費では、町道吉原上田井線整備事業のうち、河道内の橋脚工や左岸堤体の橋台工など、1億13,780千円を繰り越しいたします。

消防費では、田井畑地区津波避難施設実施設計業務について、事業実施の可否を含めて 再検討するため、10,844千円全額を繰り越しいたします。

また、三尾場外離着陸場整備事業につきましては、相続の関係で相当の時間がかかったことから、工事着工がおくれましたので、前払金を除いた工事費30,370千円を繰り越しするものでございます。

5ページ、第3表、債務負担行為の補正は、地方創生関連の車のリース開始時期の変更 に伴い、限度額と期間を変更するものでございます。

6ページの第4表、地方債補正ですが、追加として国の補正予算により、30年度予定していた、若野頭首工改良事業負担金が前倒しとなり、充当率100%の補正予算債が借りられることとなりましたので、5,600千円の追加でございます。

地方債の廃止、変更につきましては、Jアラートの整備に係る地方債の種別の変更でございます。

ではまず、歳入からご説明いたします。

10ページ、地方交付税22,815千円の増額は、普通交付税で余剰が出る見込みですので、財政調整基金の積立金の財源とするために予算化するものでございます。

分担金及び負担金の、負担金につきましては、社会福祉負担金の減額は措置入所の人数

の減によるもの、児童福祉負担金の減額も利用人数の確定によるものでございます。

こども園費負担金の減額は、利用人数の減によるものでございますが、町外からひまわりこども園へ来る保育所運営費は増額となってございます。

学校給食費負担金の減額は、台風による警報発令やインフルエンザによる学級閉鎖などで、食数が減ったことによるものです。

使用料及び手数料・使用料・商工使用料・キャンプ場使用料488千円の増額は、天候 や日並びにも恵まれ、キャンプ場の来場数が大幅にふえたことによるものでございます。

下段から12ページにかけての国庫支出金・国庫負担金・民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金では、障害サービス利用者の増により1,725千円の増額、児童福祉費負担金は児童手当実績精算等による2,922千円の減額と、広域入所の増加による保育所負担金の増額2,293千円でございます。

国庫支出金・国庫補助金・農林水産業費国庫補助金は、農業費補助金で農業委員会交付金が147千円増額となる一方、水産業費補助金は、水産基盤整備事業などで合計6,068千円の減額、土木費国庫補助金33,880千円の減額は、吉原上田井線に係る社会資本整備総合交付金の減と、住宅耐震化促進事業の実績による減でございます。

民生費国庫補助金・社会福祉費補助金は、実績により地域生活支援事業費補助金で195 千円の減額でございます。

衛生費国庫補助金・清掃費補助金は浄化槽設置整備事業費の実績による138千円の減額、消防費国庫補助金・災害対策費補助金は事業精算により16,800千円の減額でございます。

下段の、国庫委託金・総務費国庫委託金は、衆議院議員選挙の執行経費が確定しました ので、1,486千円の減額でございます。

14ページ、県支出金・県負担金・民生費県負担金は、795千円の増額で、内訳として社会福祉費負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金537千円の減額はあるものの、利用者の増による障害児施設措置費給付費等負担金288千円、障害者自立支援給付費等負担金575千円、民生委員活動費27千円の増額などがございます。

児童福祉費負担金442千円の増額は、児童手当実績精算等による減額705千円と、 広域入所に係る保育所負担金1,147千円の増額でございます。

県補助金・総務費補助金595千円の減額は、実績確定により、きのくに防犯カメラ設置補助金を減額するものです。

民生費県補助金は、社会福祉費補助金の心身障害者医療費補助金で1,400千円の減額、地域生活支援事業補助金も実績による98千円の減額でございます。

児童福祉費補助金は、ひとり親家庭医療費と乳幼児医療費のそれぞれの補助金の減額と、 紀州3人っ子施策補助金の追加で合計471千円の増額でございます。

衛生費県補助金・保健衛生費補助金では実績見込みにより、風しんワクチン接種緊急助成事業補助金50千円の減額でございます。

また、清掃費補助金は浄化槽設置整備事業費の実績による138千円の減額でございます。

農業費県補助金は48千円の減額、林業費補助金では、松くい虫防除事業等で2,129 千円、水産業費補助金では三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業等で4,315千円の それぞれ減額でございます。

土木費県補助金は道路橋梁費補助金1,150千円の減額、16ページの住宅耐震化促進事業で1,232千円の減額でございます。

教育費県補助金は紀の国緑育推進事業補助金で小学校60千円、中学校120千円のそれぞれ減額でございます。

県委託金、総務費県委託金は、統計調査の委託金確定による9千円の減額でございます。 繰越金、前年度繰越金は、1億6,000千円の追加で、財政調整基金への積立金の原資 として追加するものでございます。

諸収入・雑入は、研修助成金、アンテナショップの売り上げ等の減額でございます。

最後に18ページの町債は、土木債、消防債、事業精算により減額するものですが、農林水産業債では県営事業である若野頭首工改良工事に国の補正予算がついた関係で、前倒しで支払う負担金が補正予算債の対象となりましたので、公共事業等債5,600千円を追加するものでございます。

次に、歳出について細部説明を申し上げます。

20ページ、議会費は、旅費、需用費で700千円の減額、全て実績による減額でございます。

総務費・総務管理費・一般管理費の2,394千円の減、文書広報費150千円、財産管理費1,859千円、青少年対策費145千円、公害対策費125千円、交通安全対策費235千円、電子計算費792千円、22ページの地籍調査事業費2,050千円、諸費1,604千円まで全て実績による減額でございます。

財政調整基金費・積立金は、普通交付税及び前年度繰越金を財源に2億円を追加して積 み立てするものでございます。

地方創生事業費も4,800千円の減額でございます。

下段の徴税費850千円の減額も実績、精算による減額、24ページの衆議院議員選挙費1,035千円、監査委員費296千円の減額も実績、精算による減額でございます。

下段の民生費・社会福祉費・社会福祉総務費3,521千円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金の減額、26ページにかけての老人福祉費3,698千円の減額は、短期保護や緊急通報、養護老人ホーム入所被措置者の減等によるもの、繰出金は介護保険特別会計へは減額となりますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、過年度療養給付費負担金の精算などによる増額でございます。

社会福祉施設費は、御坊日高老人福祉施設事務組合への負担金の減額7,247千円によるものでございます。

心身障害者福祉費3,060千円の増額は、実績による減額はあるものの、利用サービスの増加により障害介護給付費、障害児給付費が増額になるものでございます。

心身障害者医療費は、実績見込みにより2,800千円の減額、地域包括支援センター 運営費も500千円の減額でございます。

26ページ下段からの児童福祉総務費4,200千円の減額は、児童手当によるもの、 28ページの児童福祉施設費4,270千円の減額、児童措置費1,700千円の減額も実 績見込みによる減額でございます。

衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費は、妊婦健康診査費等で実績見込みにより、合わせて863千円の減額でございます。

予防費4,173千円の減額は、予防接種や集団検診で実績による減額でございます。 墓地基金費は、積立金46千円の追加でございます。

30ページ、清掃費・塵芥処理費6,737千円の減額は、需用費で指定ごみ袋製作費の入札差額等900千円、負担金補助及び交付金では過年度分の清掃センター負担金の精算による5,837千円のそれぞれ減額でございます。

し尿処理費では、クリーンセンターへの負担金2,804千円、浄化槽設置整備事業補助金968千円、合わせて3,772千円の減額でございます。

次に、農林水産業費・農業費・農業総務費は、超過勤務手当の追加350千円、農業まつりが開催されなかったことにより、町農業振興研究会への補助金300千円の減額、農業振興費・負担金補助及び交付金48千円の減額は、経営所得安定対策直接支払推進事業の減額でございます。

農地費は、平成30年度に予定していました若野頭首工改良事業が国の補正予算により 前倒しになりましたので、5,664千円の追加でございます。

下段の林業総務費1,332千円の減額は、森林病害虫等防除事業(特別伐倒駆除)の 実績による減額でございます。

32ページの水産業費・水産業振興費4,625千円の減額は、委託料で河川流出物等 回収事業などの減額、漁港建設費では委託料で水産基盤整備事業6,142千円、工事請 負費で三尾漁港の陸閘電動化工事で2,060千円、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進 事業3,000千円の減額でございます。

商工費・観光費は、実績による賃金101千円の減額でございます。

土木費・土木管理費では超過勤務手当の追加、道路新設改良費の工事費52,999千円の減額は、吉原上田井線、普通県費補助事業の工事費の減額などでございます。

34ページの消防費・非常備消防費213千円の減額は実績による精算によるもの、災害対策費38,028千円の減額も、入札による差額や、実績、精算によるものでございます。

次に教育費でございます。

34ページ下段から、教育総務費、小学校費、中学校費、こども園費、公民館費、学校

給食費は全て実績、精算による減額でございます。

特に、学校給食では台風の警報による休校や、インフルエンザの流行による学級閉鎖などで食数が減ったことが影響してございます。

地方債の増減がございますので、末尾に地方債の現在高に関する調書を添付してございます。

また給与費明細書も添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(高野正君)** これから質疑を行いますが、ページ指定の上で行ってください。 9 番、田渕議員。

 $\bigcirc$  9番(田渕勝平君) 4ページに繰越明許費が上がっております。

この数字、繰越明許費を全部トータルしたら3億円超すんですよね。ちょっと、40何 億円の町で、3億円の繰越明許費というのは、どうしても大きいように思うんです。それ がまず1つ、そのことについて、どう考えているのかというのが、1つ思います。

それから、総務費の中のこの地方創生、今の副町長の細部説明を聞いたら、ソフト事業 云々というような話をされていたんですが、ソフト事業云々というんで、58,000千円、それはないことないと思います。理論的にはあり得ると思います。これ、用地買収と かというような話になったら、確かにこの繰越明許、要するに、交渉が入ってきたらなる けれども、ソフト事業で繰越明許というのはあり得る話だと思うんですけれども、何で交渉がおくれてきたんかということがちょっと説明していただけたら、この中で、ほんで、ファブラボの機材をもうここで確保してあるんかなというのも説明していただけたらと思います。

同じ繰越明許なんで、説明させてもらいますけれども、この間の消防費の田井畑の地区のこれでございます。設計の業務のですけれども、この間の説明では、大川橋の耐震ができたんで、県のほうから出たんで、これはもうやめやという話で言うたとき、たしか碓井議員が住民の説明はきちんととってくださいよという話をされていたと思います。私はどうも納得できません。納得できひんと言うたんは私だけだったように記憶しておるんですけれども、こうやった。また、繰越明許に出ているということは、まだ、消えた、我々が全員協議会で説明を受けたように、もうこれはなくなりましたという説明とはちょっと違うように思うんですが、この点について1つ、最後にこの三尾離発着場の30,000千円整備、この重要施策の議会からのこの中にも、ちゃんと説明してくれてあるんやけど、用地買収が長引いたという話が書いておるんですけれども、それはそういうことはあり得ることだと思いますけれども、普通、財産を取得するのに時間がかかるとか何とかというたら、設計予算で組んで、次、実施予算で組むというようなことがあるんで、なぜ一気にその取得にも課題があろうというようなもんに、最初からもう、実施予算まで組んで、結局何も進まんと、繰越明許で繰り越す。これだったら、30年度は設計、要するに、工事費を組んでおいても構わなんだのに、なぜそこまで慌てて組んだ理由があるというんか、

思っていた以上に用地買収で手間取った理由とかという、そこら辺の説明、この3点の繰越明許費について、説明をお願いします。

〇議長(高野正君) 総務政策課長。

○総務政策課長(福島教君) 1点目の繰越明許費の総額が3億何がしになるというのは 多過ぎるのではというご質問にお答えします。

確かに全部積み上げればそういう額になるということで、かなり大きいという感はありますけれども、それぞれの事業にそれぞれの繰り越しに至った経緯というのがございますので、そのあたり、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 繰り越しについて、お答えいたします。

まず、地方創生のソフトの部分の繰り越し、58,500千円に対して説明申し上げます。

今回お願いしている58,500千円の繰り越しのうち、吉原のほうの事業推進交付金の繰り越しが25,600千円でございます。三尾地区の推進交付金の繰り越しが23,900千円でございます。

そのうち、吉原のほうの繰り越しというのは、工事費も含まれておりまして、工事費につきましては、広場整備の遊歩道、駐車場の整備、当初予定していたよりも、かなり費用がかかるということになりましたので、ちょっと当初よりも整備の面積が大きくなりましたので、その分、当初予定していた分を繰り越しいたしまして、新年度推進交付金と合わせて工事を施工したいと考えております。

それと、三尾のほうにつきましては、ソフト事業のおくれに伴う繰り越しということで、この部分につきましては、カナダ資料館等、文化財の登録指定、こういう作業がございまして、それが4月以降の作業になるための費用としての繰り越しであったり、あと、移民資料の保存及び運搬、そういうようなところにつきまして、ミュージアムの改修工事が3月いっぱいまでかかるため、それの備品の搬入、運搬が5月ごろになろうというように予想しておりますので、その分の運搬費のおくれ、繰り越しであったりというところでございます。

あと、ミュージアム同様にレストラン、ゲストハウスのハード整備の改修も、これも同じく3月末までかかる予定でございますけれども、その当初予定をしておりました開業のための備品購入、そういうふうな部分につきましても、まだちょっと入れられない状況でございますので、30年度に繰り越しいたしまして、この費用を使っていきたいというふうに考えております。

あと、大きいところで言いますと、地方創生の部分につきましては、そういうことでご ざいます。

消防費の田井畑の津波避難施設の件でございます。先月の全員協議会の中で説明はさせ

ていただいたんですけれども、やらないというふうな話の説明ではなしに、再検討という ふうに説明させてもろたと思います。

その中で、当然いただいた意見、地区のほうの話というのも、しっかり意思統一してしるという話がございまして、先日ですけれども、3月8日にまず地区の役員のほうに説明に行かせてもらいました。その中で、平成27年度あたりから、地区の要望として、避難施設をお願いしますというふうな要望も出てございます。

その経緯も聞いた上ででございますけれども、平成29年度にも、避難施設を設置ということで、要望が出ております。28年度は出ておりませんで、27年度の要望にも避難施設の設置ということで出ております。27年度は旧集会場の部分へタワー設置をお願いしますというふうな要望が出てきておりまして、毎年地区の要望として、避難施設という要望が出ておりました。役員さん、約20名ですけれども、説明をいたしまして、大川橋の耐震については、おおむね納得いただけました。

ただ、それは、避難施設とは別やという話もいただいておりますので、いろいろとこれ から、まだ協議の場を設けて、いろいろと上司のほうとも話して、結論を出していきたい というふうに考えております。

それと、三尾の場外離着陸場の用地の関係でございます。これ、三尾の用地につきましては、地権者がございまして、全てで地権者7人、10筆の財産購入ということで、6名は町内及び県内ということで交渉し、用地交渉を行い購入の手続を行ってきました。1名の方におきましては、町内在住であったんですけれども、昨年2月にその所有者が死亡しております。その相続の関係で、所有者には相続人が3名おりまして、1人の方は東京に在住しておりまして、あと2人の方は、1人は三尾に住所を置いたまま、カナダへ渡航して、そこで亡くなっている。もう一名の方は、岐阜で亡くなっているというような状況でございます。

カナダには、日本のような戸籍のような制度というのがなくて、手続を行う前はまだ、 三尾で存命であると、うちの中ではあるというようなところもございまして、カナダトロ ント領事館で死亡の証明書の発行をお願いしたところであります。

それに関して、1度、証明書を発行していただいたんですけれども、書類の不備が判明 いたしまして、再度、また領事館のほうに発行をお願いしていただきました。相続人の方 に。

その時間がかなり要したのと、あと、手続が終わってですけれども、東京に在住の方と 岐阜の方に子どもさんが2人おられまして、そこらでその相続放棄の手続の意思疎通がで きていなくて、書類はあと最後というところまでいったんですけれども、相続放棄の関係 でまた一度仕切り直しというようなことになりまして、再度、役場のほうも入って説明さ せてもらいました。

今回の土地については、相続放棄するというふうな旨の返事をいただきまして、東京在 住の方も、相続人1人の方もそれで了承というところで、手続が終わったのが1月10日 前後だったと思います。

それで、先日、この場外離着陸場の工事も発注いたしまして、今年度は前払いの額を差し引いた額を、30,370千円を繰り越したいというふうにお願いしているところでございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

**〇9番(田渕勝平君)** ほかの議員もこのことについて、いろいろ意見もあろうと思います。

基本的に今の課長の説明で内容はよく理解できました。

ちょっと絞って、この田井畑の話につけさせてもらいますけれども、再度考えたいというようなお話で課長の説明ございましたけれども、議員我々の認識としては、こういうことで、もうやめにするんやというような話で聞かせてもうた、説明を受けたやに理解しておるんですけれども、そこら辺は結局、我々が思い違いしてたんかな、と思うんです。今の課長の説明からしてみたら。

それと、ここのところ、よく聞いていただきたいと思うんですけれども、我々が田井畑の避難タワーをつくる、これはもう当初の計画にありましたよね。町長がいつも言われているように、防災計画、もう最初から組んでおりましたよね。ヘリコプターの離発着場と一緒で。

ほんで、その中で、なぜここへつけるかという理由は、我々はやっぱり避難のときには 川を、橋が落ちるということも、それは可能性としてはあると思いますけれども、それ以 前に橋を渡って避難するというんは、津波の避難に対しては非常に適切でないんやと、だ から、ここへつくるんやという説明を聞いていたんです。

当初から、耐震云々という話は、多分議会の中では、最近、議会のほうで説明が非常に 少ないんで、多分最初から、橋の耐震があるかないかというような話は話題としては絶対 出てなかったと思うんです。私はそう記憶しております。

ほんで、ここに議会が、行政評価表の中にも、ことしになって初めて、田井畑のほうで、 県の耐震云々という話が出てくる。去年とか何とかでこんな話なかったんですよね。急に ここになってから、耐震の話が出てきた。この話になって、ちょっと過去の課長さんにも お伺いしたんですけれども、確かに耐震の話はあったと、落ちるんかな、落ちんのかなと いう話はあったと、しかし、課長が全員協議会で説明してくれたように、やっぱり、その ことについては、なかなか県としても即答はしてくれないんだと、それはもうおっしゃる とおりだと思います。

しかし、橋が落ちないから、もうここへつくらない方向でいくとしたら、最初から、設計予算なんか組む前にこの耐震を確かめての設計予算を上げてくるべきなんじゃないんですか。

考えてみてくださいよ。何度もあんまり質問するのは、1回にまとめますけれども、

我々にしてみたら、橋を渡って逃げるんは台風、津波の避難には適さないんで、田井畑は ここへ建てるということで聞いて、ほんで進んできて、ほんで設計予算を組んだんでしょ う。こういう当初から、そういう理屈で建てると決めていたんですから。

それで、設計予算も認めたんでしょう。それで、ほんこの議会の間際の全員協議会で耐 震の写真が出たときには、これは何の写真を写してあるのか、何の意味で写真を写してあ るのか、ちょっとわからなかったですよ、正直。これ、耐震ができていると、大丈夫です。 ないほうで進みたいんです。私はちょっと話が違いますかと言うたけれども、ほかの議員 は黙っていたということは、まあまあ、納得したんかどうかわかりませんけれども、ちゃ んと区の説明だけ、区民の説明だけはとってくださいよという話が出たんで。結局、ない ということを思ったんですよ。結局、議会で承認して、説明して、ああそうですか。ない 言うて、ほんでまたここへ来て、いや、もしかしたら、考えるだけであるんかもわからん。 繰越明許に出てあるということは、我々としてみたら、あそこで、後退して考えたいんや ということは、繰越明許に繰り込むより、減額の予算でも出てくるように思っていたんで すよ。そしたら、繰越明許やということは、一個も、我々の目から見てみたら、何を一体 やろうとしているんか、最初からの経過は一体何だったのか、全然わからないんですよ。 わかるでしょう、この気持ちは。議会というもんは何のためにあるんやわけわからんとい うか、普通話全部、橋の耐震の構造も調べた上で設計予算を組んでくるんが普通じゃない んですか。うちの議会はそれぐらい適当なもんでええんかなって、何とでもなるとでも 思っているんですかね。

そこら辺について、どう考えても、私、この流れというのは理解できないんですけれど も、ちょっと説明してください。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- ○防災企画課長(大星好史君) 田渕議員にお答えします。

まず、この間の全員協議会の中でも、細部説明の中でも再度検討いたしたくというところでございますので、我々防災企画課といたしましては、再度検討いたしたいという説明ではございます。

それと、大川橋の耐震についてですけれども、和歌山県が管理する道路橋でございますので、その結果というのを、私聞いておるところによると、何年か前からそういうふうな問い合わせはしていたというような事実はございます。

それに対して、なかなか、明確というか、根拠立った返答というのがございませんで、 それにつきまして、いろいろな方にお伺いする中で、町の、当時の担当の方とか、そこら をお話しして、前の記憶を引き戻しながらやったところ、耐震の仕様になっているという 結果を導き出しました。県のほうが導き出していただきまして、返答をいただきました。

その耐震どうのこうのという以前の話ではないかということなんですけれども、ここも 当然、整備計画もあるんですけれども、私どもは、その川の話、川を渡るという話もあり ましたけれども、大川橋の耐震状況がはっきりしてないんでということで伺っております し、そういうふうに考えておりました。

大川橋の耐震の診断についてですけれども、これにつきましても、県が管理する道路橋ですので、うちは耐震どうですかという問い合わせぐらいしかできず、うちのほうで予算は計上しておらないところがこれはもう和歌山県の仕事というふうに判断しております。

それと、先ほども申し上げましたけれども、地区での説明も行いまして、いろいろとご 意見等もいただいております。

その中でどうですか。私どもとすれば、聞いていたのが、川の話もあったんですけれども、大川橋の耐震の状況というのが、第一の争点というんか、視点というふうに解釈しておりましたので、そこが、耐震化が明確になったというところで、そういうふうに議会、全員協議会のほうで説明させてもらったというような状況でございます。

これはもう、一例ですけれども、以前の講演の中で川のほうへ近づくなというふうな話があったように、私も聞いております。

ただ、川に近づくなというところもございますけれども、例えば、御倉橋の耐震化ができている橋を渡って、川を渡って逃げる。また、尾上橋の歩道橋の部分、耐震化できていますので、そこの部分を渡って逃げる。また、浜ノ瀬地区においては、西川沿いを高台まで逃げてくる。町内にはそういうようなところもあるというところだけ理解お願いします。以上です。

## 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 3回目になるんで、なんなんですけれども、これは課長だけに伺うというのは、私も不本意なところもあるんです。以前、その場に、その立場におられた方に聞いたのが、前課長ではなしに、もっとさきの、最初の計画あった時点の話です。そのころから既に、耐震はいかがな状態かなということは県にお伺い、その時点ではしていたことはしていたというのは事実なんで、そのことについて、課長とやかく責めるつもりはないんですけれども、ただ、議員の立場としてみたら、設計予算が出ている以前に少なくとも橋の何が、話題として当初から出ているんだけれども、それ、確かめて設計予算を組むべきじゃないんですか。どう考えてもそうでしょう。それと、設計予算を組む時点での結局細部説明とか何とかの中で、しかし、今、県のほうの耐震の報告がおくれているんで、これが大丈夫なら、この設計予算は動かしません。百歩譲ってもそこまでだと思うんです。本来だったら、最初から耐震がいかにあるかという疑問が出ているんだったら、それを踏まえた上で出すんが本当じゃないんですか。

それで、我々に対する説明の中で、橋の耐震という話は最初からなかったんですよ。ほんで、ここになって、急に耐震ができているんで構わんて、議会って何言うても通るんですかね。何言うても、悪気あってやっているとは夢にも思ってないんですよ。ここら辺について、余り課長ばっかり責めたらかわいそうなんで、町長、最終責任者なんで、細部説明も副町長、ここへ来てするということは、提案の総元締めはやっぱりこの町長、副町長なんですから、どう考えても、設計予算を組むんだったら、耐震がそこまで最初から話題

になっているんだったら、それを確かめて出してくるのが普通なんでしょう。そこのところ説明ください。今になって耐震やって、また繰越明許って、我々、理解できません。

#### 〇議長(髙野正君) 副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 今、言われている中で、大川橋の耐震について、この予算を計上する段階でわかっているべきではないかという話でした。

大川橋のことについては、県のほうでも大分調べていたんですが、やっぱり過去の書類がなかなか見つからないということ、外観から見ると、かなり耐震の補強をしてそうな感じには見えているんですが、地中の中の部分の耐震化されている部分、裏側の部分とか、なかなか外観だけでは判断できないということで、やっぱりそのときの書類とか出してきて確認しないとだめだということでした。それがなかなか見つからなかったということです。

改めてことしの設計をする中で、橋の安全性という話も1つの議論としてなっていたということもあったんでもう一遍確認してみようかということで、振興局のほうに話を言って、その話の中で、少しかけらが出てきて過去のこういうことを知っている人もいてるかもしれないということで、その人たちの名前とかをたどっていって、聞いていくと、これはどこの会社が設計したかということが去年の末ぐらいにやっとわかりまして、その会社に問い合わすと、確かにうちがやりましたということ、詳細な設計書が見つかっているわけではないんですが、そのときに県が発注した時の仕様書の中にこういう耐震設計でやりなさいという仕様書でうちは発注しましたという証拠が見つかりまして、それをもとにして、建設部のほうで、再度その確認した結果として、大川橋は耐震ができているということの報告を受けたので、最終的にわかったのは、去年の末ぐらいということで、設計段階ではかなりその辺は、この設計費を計上する段階ではかなり曖昧だったということが事実でございます。

#### 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 4回目になるんですけれども、副町長、今の説明では、地盤が軟弱である云々という話をされましたよね。それがわかってきたんで。我々、全員協議会で説明してくれたんは、橋梁とこの橋の鉄骨の部分と、下に、間にクッションがはまっているとか、2枚の写真だけですよ。ここの要するに、ピアというんですか、中にある柱が土質がどんなんで、その対応をするために、こういう設計になるんで、これは耐震できた橋やというような図面で、図面1枚もありませんし、そんな説明一回もなかったですよ。

土壌、土質が云々というような副町長がだから出てきたというような話、耐震のこれ、 組んでいる、挟んでいますよという写真2枚ですよ。それと、副町長なり、課長がそこま で手を尽くしていろんなことをたどっていって、調べていってくださったご苦労は認めま す。認めんのじゃなしに、認めます。でも、一番結局、美浜町防災計画を立てる段階から、 2番目にきちんと、最初から、計画に入れているもんを実施に移すんなら、今言うている できるところまでとにかく努力して、耐震ということを確かめた上で、設計予算を組むん が普通じゃないんですかと私が言っているんですよ。それと、それならそれで、田井畑へこれをつくるというのは、橋云々ということを説明なくて、とにかく、防災で逃げる。津波から逃げるために、川を渡るのはいかがなものかと思いますので、当然、地震が起きた後、津波が来ていないときにここに橋が残っていたら、当然、田井畑はつくったここへ逃げるよりも、先に逃げて上がったらいいと思うんです。

でも、そこの保障がないんで、また、途中で、水があふれる可能性があるんで、ここへつくるという説明だったんでしょう。耐震云々というじゃなしに、川を、橋を渡って逃げるんはいかがなものかと、今の説明を聞いていたら、美浜町の場合は御倉橋も橋渡んねん。尾上橋も歩道橋、渡るねん。だから、ここも橋渡んねんて、そら、仕方のなさは理解しますけれども、だから、田井畑へつくらない。再度考える。理論的には今の課長の説明でも、副町長の説明聞いても、私わかりません。少なくとも、その土壌云々という話、地盤云々という話、初めて聞きますよ、今。

#### 〇議長(高野正君) 副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 私の説明の中で、土壌という話は一言も言っていないと思うんですけれども、要は設計の条件としての確認ができなかったということなんで、地盤というよりは、背後の隠れている部分とかの部分にどういうものが施されているかというものがわからなかったということで言ったつもりです。ということです。

やっぱり、あくまで言います、なかなか県のほうで調べていたんですけれども、やっぱりその辺が耐震ができているかということについてはわからなかった状態が続いていたということで、そのことについて手がかりを得て、判明したのは去年の12月ごろ、年末ぐらいにやっとわかったということが事実でございます。

### 〇議長(高野正君) 8番、谷口議員。

○8番(谷口徹君) 田渕議員に関連してなんですが、課長、副町長の説明、今までの経過とか、そういう類いの説明で、私、申しわけございません。このときの全員協議会、ちょっと欠席していましたんで、ちゃんとは説明も聞いてなかったんで、あれなんですけれども、要するに町長が本来掲げている大きな目標がありますよね。この地震、津波に対しての被災者ゼロでいくんやということですよね。

これはもう、町長がお決めになることやと思うんです。担当課の課長がそれを何もかも、 全部、決めろというのは、やっぱり、当然、役場の各担当課の課長さんというのは預かっ た予算をいかに有効に使っていくかということを考えてはると思うんですよね。

それで、もちろん、できるだけ少なく、少なくしていかなあかんと、使う金をやっぱり、 大切な税金なんで、という思いもあると思うんですよ。だから、その辺で、僕、勝手にそ んたくしているだけなんですけれども、大川橋の耐震が確認できたと、ほんだら、あっち へ逃げるのも一つの手じゃないかなというふうに、それは、そういうお金を預かっている 人なら当然、そういう考えも出てきて不思議じゃないと思うんです。

ほんでも、逆に町長の立場から言うたら、やっぱり、ゼロにするんやということであれ

ば、大川橋の耐震保証されたんか、なおラッキーやなと、ここにまた避難タワーもつくる、 これでもう田井畑の人は絶対安心やというふうに僕は町長なら発想するべきだと思うんで すけれども、町長いかがですか。

〇議長(髙野正君) 町長。

**〇町長(森下誠史君)** 谷口議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

橋という形を渡る中で、いろんな形で私どものほうも検討もさせていただきました。橋を渡るということ、これ大丈夫かいなとか、そして、議員がおっしゃるとおり、私自身、津波による、それこそ犠牲者がゼロというような形で言っています。また、提案理由説明等々もそうなんですけれども、本当、今回もそうなんですけれども、防災というような形に重きを置いてございます。

そういった形の中で、今回はなぜこういった形でというような形で、田渕議員もそうでございますし、いろんな形でまたご質問があるんですけれども、まずもって、橋が通れるんだったらば、もしできるのだったらば、ほかのところを先にできるのも方法ではなかろうかなというような形でいろいろ計画というか、協議もいたしました。私どものほうで。

であるんですが、やはり、橋を渡るということで言えば、これは危険性もあるではない かというような形の中で、改めて再度、検討を現在し直しておる状況でございます。

それとともに、田井畑地区の皆さん方が先ほど、私どもの担当課長からもご答弁させていただきましたとおり、区のほうからも、本当、真摯な気持ちで要望という形でも出てきてございます。

そういった形にも、改めて寄り添う、当然のことなんですけれども、寄り添った方向で 今後もそうなんですけれども、改めて谷口議員、検討していきたいということで今回も上 げさせていただいたつもりでございます。

だから、田渕議員もそうなんですけれども、決して切り捨てとか、そういった形ではございませんということを改めてここでご答弁ということでさせていただきたいなと、このように思います。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

**〇9番(田渕勝平君)** 谷口議員が私の代弁をしてくれて非常にありがたいなと思っているんですけれども、確かにそのとおりですよ。

ということは、これは、全員協議会の説明を素直に聞いていたら、耐震できたんで、もうこれは考えます、配慮します、考えます、検討しますということは、せんということと変わらへん、実際問題、議場での話は、我々の上では。しかし、そうじゃなくて、つくるという方向と理解していいんですか。今の町長のご答弁なら。そして、副町長、この重要施策の中に、本年度の到達目標に地質調査、軟弱地盤解析業務、これをしますと書いているんですよ。

県へ問い合わせて云々というんじゃなしに。そやから、ここの議場だけでそんなにその

場その場で言うんじゃなしに、こういう重要施策の分析かて、こういう業務をしますと書いていて、いや、それは県に問い合わせているんですて、随分いいかげんですよね。そう聞こえます。

その話はまあいいでしょう。ほかのことまで、我々もあんまり、当方ばっかりで答える しんどいと思うんで、そんたくします。

ただ、町長にその1点お伺いします。それと、もう一つ、田井畑の地区の住民の方に十分説明してくださいよと言いましたよ。碓井議員が。それは、なくなるということを十分説明してくださいよということを、納得してもらってくださいよという質問をしたと私は理解しておるんで、本人まだ答弁あろうかと思いますけれども。

田井畑のほうへ行って、住民の方はどんなに言っているんですか。代表的な感想、意見 というものをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

- 〇議長(高野正君) 副町長。
- **○副町長(笠野和男君)** 田渕議員が最初言われた部分のボーリングとかの件だけは少し 説明させてもらいます。

この調査の設計の中に盛り込んでいる地質調査とか、ボーリングというやつは、あくまでも、この施設をつくるという場所でつくるための設計のためのボーリングとかの地質調査ということです。大川橋の件とまた全然別ということで、ご説明させてもらいます。

- 〇議長(髙野正君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 田渕議員にお答えいたします。

決して、検討します。また、前向きというような形の中で、そんたく等々というような 形もお話もあったかと思うんですけれども、高台、もしくは避難タワーというふうな方向 で考えていきたいと、このように思ってございます。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 地区でのその説明、役員会ですけれども、説明の意見の一例として、答弁させてもらいます。

まず、川に挟まれているため、津波災害時、非常に危険な場所と感じる。できる限り避 難施設は多いがほうが助かる確率が上がると思っている、というところです。

それと、要望についても、長年出しているというところもあります。

それと、どうでしょう。それと、一番やっぱり声が大きかったのは、谷口議員がまさに おっしゃられる高台もできた。橋も安全、なお、それで安心やと。でも、なお、また、別 の施設があれば、さらに安心ではないかという意見がやはり、何人かの意見としてござい ました。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** ちょっとまた違うんですが、今の繰越明許費で地方創生推進交付金 の部分で、私、個人としてもこのソフト事業、いろいろお金も使えるのかなというような

心配もしながら、これまでも見てきましたけれども、ちょっと記憶の話になって申しわけないんですが、当初、吉原運動公園のほうで、木の伐採について、この推進交付金を使って切るんだという数千万円単位で確保されていたような記憶がございます。間違うてたら申しわけないですけれども。その結果、いろいろ議論されて、結果的には治山事業で木の伐採をされたというところで、これはやっぱりこの中に、そのときに交付金の中で伐採するんだという予算が残ってきているという解釈でよろしいでしょうかね。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えいたします。

伐採は申請の検討段階で入れておったように今聞いておりますけれども、申請自体には 伐採というのは実際入れてございません。

ただ、松葉かきの費用であったり、搬出運搬費用であったりというのは、当初から計上しておりまして、この治山事業につきましては、伐採のみということでございますので、 運搬については推進交付金のほうから支出したということでございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。
- O2番(谷重幸君) わかりました。

そうしたら、次、ちょっと質問を変えてよろしいですか。次のページの防災対策事業で Jアラートの設備改修業務、これ、ちょっと前回もお聞きしたかと思うので、今回、緊急 防災減災事業債のほうへ振替ということになっておりますけれども、たしか、前回説明を 聞いたときには、ちょっと前倒しでやるんだと、この時期に恐らく事業者さんも集中する だろうというところで、理由を聞いておったんですが、これは、これをやった上でこうい う乗りかえをしているのか、また、いや、実はできていないんだ、今後やるんだというと ころなのか、ちょっと教えてください。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。

ただ、防災対策事業債は充当率75%、交付税措置30%という起債でございます。

ご存じのとおり、緊急防災・減災事業債につきましては、充当率100%、交付税措置70%ということになりますので、そちらのほうの起債のほうが有利になるんですけれども、いろいろ協議、起債のほうとも協議を重ねる中で、当初、Jアラートの設備改修のうち、自動起動装置については、防災・減災事業債が充当できないという話だったんですけれども、充当できるというふうなことになりましたので、これに乗りかえるというところでございます。

それと、工事につきましては、もう既に発注しておりますので、きのうも11時に少し

試験放送も入れさせてもらいました。調整段階でございます。 以上です。

〇議長(高野正君) 2番、谷議員。

○2番(谷重幸君) 町のほうでいろいろ努力されてこういう事業債、有利なものを使うんだというお考えは非常にいいことだと思います。ちょっと1点だけ確認しておきたいんですが、要はその緊防のほうで、いろいろ考えるに当たって、この場での理由でいくと、例えば、地域防災計画に載っていなかったらあかんのやとか、いろんなちょっと縛りがあったような気はするんですが、例えば、このJアラートをとっても、じゃ果たしてそういう計画に載っていたかどうかと言えば、すみません。間違っていたら申しわけないですけれども、必ずしもそういう計画に載っていなかったら、この緊防は使えないとか、そういうほんまにそこまでのこの厳しいくくりのもんなんか、ある程度、融通きかせて、もう町の判断でという世界もあるのかどうか、ほかに考えらえる事業でも、緊防使ったら、使えたらというようなところもいっぱいあると思うので、ちょっと、その辺の感覚だけ、ちょっと、改めて教えてください。

〇議長(髙野正君) 総務政策課長。

**〇総務政策課長(福島教君)** 申しわけございません。緊急防災・減災の起債が充当できる事業の細部の要件というのは、ちょっと、そこまで把握してございません。ひょっとしたら、谷議員のほうが詳しいかもわからないです。

ただ、今回のこの振替ですけれども、12月に上げたとき、予算化させていただいたときは、先ほど、大星課長からもありましたように、同じ工事の中に一部緊急防災が対象とならない部分があるという、初めそういう話でした。

実際、実務のほうで起債の協議を、市町村課、県に対して行うわけですけれども、その協議の中で、これも全部行けますよという話になってきたので、今回、また、振替させていただいたということでございます。

もともとの防災計画とかに、必ず位置づけされていないと緊急防災が対象にならないのかというあたり、ちょっと、もう少し勉強させてもらいたいと思います。

以上です。

〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。

**○2番(谷重幸君)** これ、福島課長も、同じ気持ちだと思いますけれども、やはり、物すごく有利な起債であることは間違いないわけで、ここはやっぱり徹底的に調べてやってもらわんと、今まで、私、そうやって聞いてきていますので、町の計画になかったら、この緊防使えませんというふうな話も、それで、今まで町側の理由として聞いてきているんで、ここはやっぱり、きちっとちょっと調べていただきたいと思います。

ちょっと、そこの返事だけお願いします。

〇議長(高野正君) 総務政策課長。

○総務政策課長(福島教君) 言われますように、非常に有利な起債でありますので、ど

の自治体もこれを何とか活用できないかというのは、知恵を絞っているところだと思いま す。その要件について、再度確認したいと思います。

〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

○7番(鈴川基次君) 先ほどの繰越明許の件で、三尾の離着陸の件が土地の買収で時間がかかったということは、私も三尾というある意味特殊性というか、地権者が三尾におらん場合が多いと、その中で、国内であればあれなんですが、やっぱり海外、バンクーバーとなるとなかなか、私もかつて頼まれまして、資格がないわけで、中に司法書士が入るわけですけれども、その人のやりとりの中で、本当に名義を変えるだけでも三、四カ月、もっとかかる場合があるんです。そういう中で、担当課はいろいろ苦労されて、今、話を聞いていると、土地買収されたということで、その苦労というのは本当にご苦労さんであったなと、まず思います。

その上で、一応ことしから、工事がもう前払いしたということなんで、一応スケジュール的に、工事はもう4月、5月ですぐ始まって、いつごろ着工するかと、そこらあたり、ちょっとスケジュールがわかればお願いしたいと思います。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

入札を3月の頭にしまして、今、いろいろと準備段階でございます。準備が整いました ら、もうすぐに着工というふうなことになろうと思います。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 7番、鈴川議員。
- **〇7番(鈴川基次君)** あと、完成するのは、予定でいいですけれども、一応どのぐらいを見込んでいますか。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

繰り越しをお認めいただいた中ででございますけれども、標準工期でいきますと、平成30年内、できるだけ早くというところもあるんですけれども、30年内には完成したいなというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 33ページ、農林水産業費、水産費の中で、漁港建設費の中で、 工事請負費の中に、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進費用という3,000千円に減額 でございます。

たまたま、この1つ、2つ上に、13節の委託料で河川流出物回収事業とございます。 何を言いたいかというと、本来この地域対策推進事業という、この言葉がついていなかっ たら、工事請負ではなしに、委託料のほうに入るんかなって、そんな解釈しているんです けれども、この地域対策推進事業というのが、漂着物だけではなしに、こういう対策事業 というのは、どんなところに使えるんですか。漂着物はわかりますよね。整理するというのは。地域対策推進事業というのはどういう事業を指しておるのか、ちょっと説明をお願いします。

- 〇議長(高野正君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(河合恭生君)** お答えさせていただきます。

この名称、県の補助事業の名称でございまして、それを使わせていただいております。 内容につきましては、三尾の漁港から西へ向けての海岸沿いの漂着ごみの除去費用でご ざいます。

本年度につきましては、漂着ごみの量がほぼほぼないということで、事業は実施しませんでした。

ちなみに、平成28年度におきましては、予算額3,000千円、全額を用いまして、 工事請負費で町内業者を選定の上、発注し、完了してございます。

なお、補助率につきましては、平成28年度が10分の9、平成29年度は10分の8 でございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **○9番(田渕勝平君)** わかります。確かになかったんで、この減額するという、いわゆるこの3,000千円、全額減額ということですよね。

地域対策推進事業というんは、県がしているというけれども、それだったら、三尾漁港 海岸漂着物回収事業とか名前をつけたらええけど、こう長々とついてあるのは、特別何の 理由もないわけなんですか。そう理解するとしたら、これは30年度の予算の話にも入っ ているんで、そこで審議、議論したらええ話かと思うんですけれども、あるやないやわか らんもんに、ことしもまた3,000千円、予算を組んでくれていますよね。

何かほかのことについては、随分手厚いなと思うんやけど、いつも台風ある、何ぞある、 漂着物あったさかいに何とか県と交渉して、ほんでやっと補正組んでもらうというのが常 やけど、もうことしもあるさかいに、3,000千円また組みますよ。何と気前のええ話 やなとわし感じるんですけれども、何を言いたいかというと、ここで3,000千円減額 するんなら、災害なかったら災害なかったで、地域対策推進事業というようなもんで、 80も90%もくれるものを返してもったいなと思うんです。

そんな辺が考えなかったんですか。

- 〇議長(高野正君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(河合恭生君)** この補助事業でございます。海岸漂着物のごみ対策しか 使えない性質でございます。

30年度も、漂着するという想定のもと、県に要望し、また、町のほうでも予算化させていただいておるというものでございます。ごみがなければ、執行いたしません。

以上でございます。

〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。

**〇2番(谷重幸君)** 三尾のほうのイメージはわかるんですが、その上の河川流出物回収事業、当町においたら、特に産業にかかわる部分について、この費用が充てられていると思いますが、昨年、ことしですか、川の浜ノ瀬の西川沿いの河川敷というか、少しちょっとスペースあるところへ、大量の木とか、いろんなものが打ち上げられて、区のほうで掃除したようなこともございます。

それから、後にまた、今現在でも、大量のごみというか、木というか、いろんなもの、 たまっておる状況もございます。

本当を言えば、県のほうにもうちょっとしっかりしてくださいとストレートに言えればいいんですが、こういったお金、特に三尾だけに固定したものなのかどうかというのはちょっとわからないんですが、こういったお金を利用しながら、そういったところにも、使用の範囲を拡大するようなことというのは考えられないんですかね。

〇議長(高野正君) 産業建設課長。

**○産業建設課長(河合恭生君)** 基本的には海岸線は県が管理するものでございますので、煙樹ヶ浜に大量の漂着ごみが押し寄せたときは、県が対応するべきものと考えてございます。

しかしながら、本の脇漁港、それから、三尾漁港の周辺におきましては、漁港海岸ということで、町が管理してございます。その町が管理する海岸における対策費用ということで、この海岸漂着物推進事業というのは認識していただければと思います。

また、先ほどちょっとお話がありました西川の低水護岸上のごみでございます。県のほうにも、担当のほうにも、申し上げました。しかしながら、ちょっと今回はご容赦願いたいというお返事でございました。申しわけございません。

〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

**〇7番(鈴川基次君)** 保育園関係で、広域入所による、ふえているんで、増額というのが結構出ているんですけれども、広域入所ということは、美浜町の子どもが町外へ出ていくということ、その広域ということですね。そういう意味の広域ということです。はい。

一応、毎年度、昨年度実績で一応予算を立てると思うんですけれども、こんだけ広域入 所がふえている、何か原因というのか、よそへ行かんなん、いろんな家庭の事情で町内で は預けられんから、御坊なり、よその幼稚園、保育園へ預けるということなんだと思うん ですけれども、実績より大分ふえて、出している。そこらあたりの理由というのがもしわ かれば。

〇議長(高野正君) 教育課長。

○教育課長(西端成太郎君) 実績につきましては、当初3名の予算をとっていたのが、 一応8名にはなっています。

理由なんですけれども、保護者、中心的にはお母さんやと思うんですけれども、仕事の 都合というのが、一番の大きな原因であるかと考えております。 以上です。

〇議長(高野正君) 8番、谷口議員。

**〇8番(谷口徹君)** また、この後の30年度の一般会計も質問したいんですけれども、まずはちょっと聞いておきたいことが1点ありまして、アンテナショップMIHAMAの売り上げ収入、マイナスですね、2,800千円、当初予算での売り上げ収入の見込みで、たしか7,500千円だったというふうに思います。

パーセントでいくと、40%ほど売り上げが見込みよりも減っていると、てっきり、私、 産業建設課の担当かなと思っていたら、これを見たら4月から防災企画課となっていたの で、えらい課長には申しわけないんですけれども、まずはこの売り上げ、ここの29年度 の主要施策の云々の中で、4月、5月は売り上げが順調な売り上げだったのが、徐々に下 降してきたのを、11、12月で、ちょっとてこ入れを図ったというふうに書かれており ます。これがしてなかったら、40%どころか、もっと売り上げが落ちていたんかなとい う気もこの文を読んでいる限りするんですが、来年も、30年度の予算の話を今ここです るわけにはいかないんであれなんですけれども、まずは、この当初見込んでいたよりも約 40%ぐらい売り上げが落ち込んだ、はっきり言うて、これだけ見ていると、ちょっと後 半は明るい兆しが見えているよ的な印象も思うんですけれども、現実はこれぐらい、見込 んでいるよりも下がっているんやというのは、かなり、普通の物を売ったりする企業だと とんでもない数字なわけですよね。見込んでいるよりも40%も落ちた言うたら、もう存 亡の危機やと思うんですけれども、そこら辺、町長なり、課長なりはまずはどのように、 いや、ここに書いている全てが総括なんやと言われりゃそれまでなんですけれども、いや いや、実はこういうふうな総括は一応していますというふうな何かあれば、お聞かせいた だきたいんですが。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 谷口議員にお答えします。

アンテナショップにつきましては、一般質問の中にもあったかと思うんですけれども、 平成28年11月から試験的に開業ということで行っておりました。

11月、12月、1月、2月、3月と営業したわけでございますけれども、まあまあ、最初の部分につきましては、順調な売り上げ、その28年度分については、売り上げであったというところで、真新しいところへたくさん人が来てくれたというようなところもあったかと思います。

29年度4月から、4、5は売り上げがあったんですけれども、やはり、どういうんでしょう。初めての時期、6、7、8、9、このあたり、農家さんの水稲というんですか、稲作、お米のほうがありまして、なかなか出していただけなんだというような状況もございます。

売り上げが下がっているというところでございます。

ちなみにということではないんですけれども、今年度の11月から、前年度比というの

が、改めて出てくるわけでございますけれども、11月、12月、1月、ちょっと2月の 資料を私持っていませんけれども、11月、12月、1月と、ここにつきましては、前年 度比でプラスの売り上げということでございます。

以上です。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

**○9番(田渕勝平君)** 33ページの一番下なんですけれども、社会資本整備総合交付金、52,990千円減額になっています。これは収入のほうで、道路橋梁補助金のほうが32,000千円ほど減額になっていると、結局、上のほうから、この補助金がおりてこなかったんで、この社会資本の云々と、50,000千円を減額したという理解の仕方がいいんでしょうか。そのところ1点、これは簡単な話で、内容を説明してくれたらそれでええんで、それはそれ、もう一つだけ、ちょっと質問させてもらいます。

次のページの35ページの13委託料で、浜ノ瀬地区のこの避難施設の業務設計のあれが出ております。この間の全員協議会で場所がここですよという話、聞かせてもらったんですけれども、話の内容によると、ほかにも2カ所、3カ所選定してあったと、普通の考え方なんです。普通から考えたら、浜ノ瀬の方がずっと高台のほうへ逃げていく、今の築山のほうに逃げていく。その途中で、ああ、これはだめだなというようなことで、この途中の高台へ逃げるというんが常識的な判断だと思うんですけれども、この間、全員協議会で説明を受けたところだったら、もう最初からここを目指すというような格好で行って、低いほうへ何か行かないかんというような可能性もあるんですけれども、でもそこはそこ、地区の住民の方がこれでいいんですよというような話でそうなったとしたら、それはもうそういう話やと思うんです。

だから、地区の住民の方にどういう説明をして、どういう納得をして、この場所に決定 したかという点について、ちょっと説明していただきたいと思います。

この2点お願いします。

〇議長(高野正君) 産業建設課長。

**○産業建設課長(河合恭生君)** 社会資本総合整備交付金事業でございます。吉原上田井 線の橋梁下部工への補助金でございます。

当初予算におきましては、3億円、それから、マイナス15,000千円の補正をさせていただいて、今回さらに52,999千円の減額補正でございます。

現在のところ、粛々と順調に工程どおり施工業者さんの皆様の協力を得た中で、進捗してございます。

今後は、施政方針なり、提案理由にもあったかと思いますけれども、30年度の予算で 1億10, 000千円、それから、翌年度1億円の債務負担行為をお認めいただいて、2億10, 000千円の予定で、橋梁上部の製作、それから、据えつけと進んでいくものでございます。

現在の工事も繰り越しし、秋以降完成する予定となってございます。

そういうこと、今後の工程もしっかり現在の進捗も含めまして、工程を考えた上で、今回、事業費につきましては52,999千円、それに伴う60.5%の補助金を県のほうでは認めていただいたんですけれども、一旦お返しさせていただくというふうなものでございます。

ただ、全体の進捗につきましては、私も以前に何とか、何回かご答弁申し上げさせていただいたときよりも早く進んでいくものと思って、認識してございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 防災企画課長。

**〇防災企画課長(大星好史君)** 浜ノ瀬地区の津波避難施設の適地の選定についてお答えいたします。

選定業務に当たる前、また、当たってからですけれども、地区の役員さん、区長初め、 地区の役員さん皆様にご足労をお願いして、浜ノ瀬地内をくまなく歩きました。

歩いた中で、いろいろと役員さんの中に、持たれている意見というのもございまして、そういうふうな中で、私どもも頭の中へ入れていたところでございますけれども、やはり、その適地選定に当たっては、場所であったり、避難性であったり、また、施工性であったり、経済性であったりというところを考慮して、この場所になったというところでございますけれども、実際に3カ所、4カ所、3カ所ほど、適地選定の中でございまして、そこに対するメリット、デメリットというのは書かせていただいていたつもりでございます。いただきました。

その中で、1カ所に決まったわけですけれども、これにつきましては、地区の役員にも、 この場所になったよというような報告もさせてもらいながら、その場所については納得い ただいているところでございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

**〇9番(田渕勝平君)** わかりました。地区の住民の方もそうして、納得してくれている という話なんで、安心いたしました。

それはそれとして、それに関連して聞きたいんですけれども、町長が先ほど、その田井畑の繰越明許なんですけれども、実施設計の。繰越明許入れて、そうだとしたら、繰越明許をされたお金はどのように今後使っていくつもりになるんですか。結局、津波ゼロということからしてみたら、繰越明許した。いやいや、やっぱり前向きに考えていきたいというなら、今年度でこの繰越明許したのを消化するのか、繰越明許を認める以上、やっぱりそこまで聞いておくべきだなと思うので、聞いているんですけれども、そこまで消化するのか、いや、それともいろんな議論があって、住民の意見を聞いてみたら、やっぱり情報判断からしてみたら、一旦3月議会、6月議会でクリアにして、もう一回組み直して、考えて、設計予算を組み直してみるというんか、そういうおつもりなんか、それとも、今、繰越明許したものをそのまま実施設計をこの繰り越した予算の中で消化しようと考えてい

るのか、そこら辺、ちょっと、明確にしておかないかんなというて、聞いているんですけれども、お願いします。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えいたします。

先ほど、町長のほうの答弁もございましたように、検討というのは、どう言うんですか、 ある意味、やるほうでというような検討という答弁があったと記憶してございます。

そういうことからすると、執行していくというふうに、担当課といたしましては、地区への説明というのもございますけれども、執行していく方向でというふうに考えております。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 今の話は了解しました。

23ページの積み立てのところに、2億円の財政調整基金の積み立てがございます。それで、この補正を組んだら、1億円ほどの繰越金があるという話なんですけれども、昔、繰越金というのは、当初予算で50,000千円しか組んでなかったのに、最近、課長がいろいろと検討してくれて、70,000千円、ここを詰めてくると、お金のやりくりが非常にしんどなってくるということも理解しますけれども、どう考えても、またことし、これはもう来年度というか、30年度の予算で検討したらええことなんですけれども、2億50,000千円ほど財政調整基金を取り崩すという話、そう言いながらここで2億円繰り入れるという話、どうも図面を見たら、以前からもうちょこちょこと取り沙汰されている中で、ここで2億円繰り込めるんだったら、財政調整基金の取り崩し1億円にしておいたら、繰越金が1億円あって、財政調整基金1億円だったら、それぐらい余裕があったらできるん違うんかなと、誰でも思うと思うんですけれども。

繰り入れるというのが、悪いと言うんじゃないんですよ。本当に繰越金というのは1億円ぐらいですかね、もっとある可能性はないんですか。

まず、これ1件聞きたいんです。それから、最近ちょっと、何ていうんかあんまり話題にならんので、ある程度やっぱりそういうことを話題にしておかないかんと思うんですけれども、財政調整基金というんは、あくまでも財政調整基金であって、5つほどの理由のないときは、財政調整基金を切り崩せないということになっておりますよね。

これはまさしく30年度の予算で議論するべきところだと思うんですけれども、ここで繰り入れるというんですから、この際、聞きたいと思うんですけれども、財政の著しい変動云々から、災害とか、緊急実施、また、長期にわたる財政とか、償還期限を繰り上げてというような、この5つほどあるんですけれども、財政調整基金というのをいとも簡単に切り崩して、いとも簡単に入れるという、この5つの中のどれに相当するんですか。

- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) まず、最初のほうの質問です。

以前から、財調から取り崩して最終的にまたそれに近い額を積み立てるのであれば、最

初からそれを相殺する形で崩さなければいいんじゃないかという議論は以前からあるかと 思います。

平成29年度においても、当初予算で2億90,000千円の取り崩し、それと、6月の補正で地方創生関係事業に充てるということで、60,000千円の取り崩しということで、3億50,000千円を財政調整基金から取り崩すという予算になっています。

それに対して、今回、3月補正で、前年度繰越金であったり、普通交付税であったりというところに余剰が生じる見込みとなったので、合わせて2億円を今度積み立てして、貯金を取り崩したところへ、今度もう一回貯金を戻すというふうなことをやるわけでございます。

例年こういうことをやっている中で、前段ありましたもともとそれだったら、相殺できるのではないかという話が今までもあったわけでございますけれども、理屈としてはそうなんですけれども、これだけの繰り越しが出る。余剰が出て積み立てできるというのが、わかってくるのが、どうしてもこの年度末、もっと言いますと、3月補正の予算査定の中でということなんで、1月の末から2月の頭ぐらいになってきます。

一方、それに対して、支出のほうですけれども、これはもう年度初めからずっとふだんの支出が必要なわけで、当初予算でそれなりの財政調整基金からの取り崩しを予定しての話になりますので、途中である程度、何回かに分けて、財政調整基金からの取り崩しを進めていかないと、資金繰りが今度、間に合わないというふうな事情もあるかと思います。

以前よりありましたように、理論、理屈としては、最終的に相殺できるのではという理屈はわかるんですが、現実問題、国からの補助金であったり、地方債であったりというのが、年度末でないとまとまって入ってこないというふうな事情や、不用額がどれぐらい出るかというのが、この時期でないとわからないというふうな事情がありまして、一旦取り崩しさせてもうた上で、年度末でまた積み戻しをしていると、そういうような事情でございます。

それと、2点目の財政調整基金でそんなに簡単に崩せるもんではないのではないかというお話です。確かに、財調の崩せる要件として、5つ限定されています。

緊急時の災害であったりとか、起債の繰上償還であったりという列挙されているんですけれども、強いて挙げれば一番最初に書いています経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合という、これに当たるかと思います。

なかなか思うように、税収であったり、普通交付税が伸びてこないというそういう厳し い経済状況により財源が不足していると、これに当てはまるものと考えてございます。 以上です。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 理解します。

確かに大変難しい資金繰りやというのはわかりますけれども、そこで1つ聞かせてもらいたいんですが、予算に一時借入金という項目ございますよね。

考え方として、資金繰りが悪かったら、一時借入金でそれを使っておいて、その分、財 政調整基金は取り崩さんでという可能性はないことはないんですけれども、昔から、もう 20年近く議員させてもらっている中で、一時借入金を借りたという経験はかつてなかっ たように思うんですけれども、そもそも一時借入金というのはそういうときのためにある んじゃないんでしょうか。

素朴な疑問でお答え願いたいと思います。

- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 実は最近、一時借入というのが頻繁に起こっています。 なかなか資金繰りが苦しくなってきているという状況にあります。

一応、3億円という上限が予算上決められていて、貯金を崩さずに一借で済ませば、つなげばいいんじゃないかという議論はあるかと思いますけれども、どっちが利子が得なんかという話になってくるんかと思いますし、さっきも言いましたように、地方債であったり、特別交付税であったり、補助金であったり、年度末に実績が出てからでないと入ってこないお金というのが結構ありますので、決算を打ったら最終的には積み立てできるんだけれども、それまでに入ってこない分というのが結構あります。

その分を一時借入で済ますとなると、今は金利が安いんでそれほどでもないんかわかりませんですけれども、それ相当、一時借入をする期間の利子が生じますので、今の安い利子だったらどうなんよという議論はあるかと思いますけれども、ちょっとそこまで突き詰めて一借を考えたことはないんですけれども、現実にはここ最近、一借は結構出てきているというのが事実でございます。

以上です。

〇議長(髙野正君) いいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第17号 平成29年度美浜町一般会計補正予算(第8号)については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は13時30分です。

午前十一時三十一分休憩

午後一時三〇分再開

.

○議長(高野正君) 再開します。

日程第8 議案第18号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君**) 議案第18号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)につきまして細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ43,955千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億20,913千円とするものでございます。

今回の補正は、国保情報集約システム自動データ連携環境構築業務やプログラム修正料の減額、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減額が主な要因でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金と県支出金は特別調整交付金でございまして、国保情報集約システム自動データ連携環境構築業務等に係る分の増額でございます。

共同事業交付金のうち、高額医療費共同事業交付金は確定により12,641千円の減額、保険財政共同安定化事業交付金も確定により42,836千円の減額でございます。 繰入金、一般会計繰入金3,521千円の減額は、プログラム修正料の確定等による減でございます。

8ページ、繰越金として財源調整により前年度繰越金13,540千円の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費の一般管理費は、委託料で、国保情報集約システム自動データ連携環境構築業務やプログラム修正料の確定で2,214千円の減額でございます。

共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金は、確定により5,019 千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金も確定により37,369千円の減額でございます。

下段の特定健康診査等事業費は647千円の追加でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんね。
- ○議員 「ありません」
- O議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

## 〇議員 (挙手多数)

**○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第18号 平成29年度美浜町国 民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君**) 議案第19号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算 (第4号) につきまして細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ35,210千円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億25,789千円とするものでございます

介護給付費のうち、施設介護サービス給付費が大幅に減額となる見通しとなり、これに 伴う財源の減額及び介護給付費準備基金への積み立ての追加をするものでございます。

まず先に10ページからの歳出についてご説明申し上げます。

一般管理費は1,900千円の減額で、実績・精算により認定調査員の賃金や、印刷製本費、主治医意見書作成料などを減額するものでございます。

保険給付費、施設介護サービス給付費は、実績見込み額の減少により35,677千円の減額、特定入所者介護サービス費も6,149千円の減額でございます。

12ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費につきましても実績により1、484千円の減額でございます。

基金積立金は、10,000千円の積立金を追加するものでございます。

これらの歳出に対する歳入でございますが、6ページ保険料では952千円の追加、 国・県や支払基金、一般会計からの繰入金などの収入の減額は、保険給付費の減額に伴う ものでございます。

繰越金、前年度繰越金は実績によるもので、積立金の財源として充当いたします。 以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- ○10番(中西満寿美君) 今のご説明で、実績による減額が施設介護サービス、それから特定入所者介護サービス、介護予防・生活支援サービスと、それぞれに大きく減額をされているんですが、要らなかった、実績によるというご説明だけだったんで、そこの実績というのをもう少し詳しく、なぜこんなに減っていったんかということをお願いします。
- 〇議長(髙野正君) 福祉保険課長。
- **○福祉保険課長(中村幸嗣君)** 実績に伴う減額ということで、今回補正をさせていただいておるんですが、まず、大きく減額となりました施設介護サービス給付費の関係についてです。これについては、介護保険施設に入居される方のサービスで、老健施設であった

り老人ホームであったりの施設の利用料でございます。

実績というのは、特に特別養護老人ホームの入所者の方が10名ほど減ったというところが、まずは大きな原因の減額の一つによるものです。ということで、特別養護老人ホームには限らないんですけれども、そういった施設に入所される方の数字が減った、死亡されたりという方によって減ったというのが大きな要因になります。

それと、ほかの介護予防サービス費等につきましては、日ごろの介護予防事業による影響が大きいと思われます。

以上です。

- ○議長(髙野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** よくわかりました。だから、できるだけそういう施設入所を しないっていうようなことになったら困るんですけれども、できるだけ少ない人にして いったら介護保険の財政もうまいこといくということになるんで、できるだけ答弁された ような介護予防などにしっかりと力を入れていただけたらと思います。
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第19号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(笠野和男君**) 議案第20号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)につきまして細部説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,921千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を2億4,580千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料の現年度分特別徴収保険料は7,755千円の増額、現年度分普通徴収保険料は4,246千円の減額、滞納繰越分については75千円の減額、いずれも広域連合から賦課見込み等の増減があったためでございます。

分担金及び負担金、負担金は、人間ドック健診負担金40千円の減額でございます。 繰入金は5,479千円の追加で、事務費繰り入れが6,195千円の増額、保険基盤 安定繰り入れ分が716千円の減額でございます。

諸収入、雑入は48千円の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費、一般管理費は、人間ドック健診委託料40千円の減額と広域連合への賦課見込み等で2,718千円の増額でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金は、平成28年度療養給付費負担金の精算により 6、243千円の追加でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- **〇議員** 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第20号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号 平成30年度美浜町一般会計予算についてを議題とします。 一般会計予算の細部説明及び質疑につきましては、ページ範囲を指定して行いたいと思 います。

まず、「第1表 歳入歳出予算」「第2表 債務負担行為」「第3表 地方債」、歳入 歳出予算事項別明細書及び歳入第1款町税から第12款使用料及び手数料について細部説 明を求めます。

予算書の1ページから22ページまでです。副町長。

**○副町長(笠野和男君)** 議案第21号 平成30年度美浜町一般会計予算につきまして 細部説明を申し上げます。

平成30年度歳入歳出予算の総額は、それぞれ37億56,851千円で、前年度の当初予算と比較いたしますと1億66,468千円の減額、率にして4.24%の減でございます。継続事業である町道吉原上田井線改良工事の事業費の減額等が主な要因でございます。

6ページに債務負担行為の一覧表、7ページに地方債の一覧表となってございます。

「第2表 債務負担行為」につきましては、住基ネットワークシステムの更新に係る リース料、ごみ集積場監視カメラのリース料、公用車のリース料、町道吉原上田井線の上 部工事は2カ年事業で進めますので、平成31年度の工事費、さらに新たに導入する小学 校と中学校の校務支援システム使用料について、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

「第3表 地方債の定め」につきましては、今年度実施の事業のうち起債を充当するものについて、借り入れ限度額その他を定めるものでございます。

昨年度、緊急防災・減災事業債の制度が4年間延長となりましたので、これを活用して 防災対策事業をさらに進めるものでございます。

予算編成に当たっては、昨年度に引き続き枠配分方式を採用し編成いたしました。各課の協力のもと、大部分ではクリアできたものの、やはり今年度も最終的には財政調整基金から2億50,000千円を繰り入れるなど、苦しい予算編成となってございます。

では、歳入の方から申し上げます。

11ページから22ページまでの歳入、町税から使用料及び手数料までについてご説明申し上げます。

11ページの町税、町民税につきましては、個人分が2億82, 800千円で、前年度と比較して3, 300千円の増額で、個人所得割の増額を見込んでございます。法人分につきましては13, 501千円、前年度と同額でございます。

町民税の合計は2億96,301千円で、対前年度3,300千円の増額、1.13% の増でございます。

固定資産税は2億50,000千円で、対前年度比では1,700千円の減額でございます。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、1,651千円を計上してございます。固定資産税の合計は2億51,651千円で、対前年度比では1,784千円の減額、0.70%の減でございます。

軽自動車税は24,800千円で、対前年度比では600千円の増額でございます。 たばこ税は24,000千円で、前年度と同額でございます。

町税の合計は5億96,752千円で、対前年度比では2,116千円の増額、率にして0.36%の増で、予算全体に占める割合は15.88%でございます。

13ページ、地方譲与税、地方揮発油譲与税は5,000千円で、前年度と同額でございます。

自動車重量譲与税は14,000千円で、前年度比で2,000千円の増額でございます。地方譲与税の合計は19,000千円で、対前年度比では2,000千円の増額、歳入予算全体に占める割合は0.51%でございます。

利子割交付金は1,000千円で、前年度と同額でございます。

マイナス金利と言われる時代ですので、引き続き利子による収入は見込めない状況となってございます。利子割交付金の歳入予算全体に占める割合は0.03%でございます。配当割交付金は3,000千円で、前年度より3,000千円の減額でございます。こちらは株式の配当の状況により増減しますので、実績見込み額を勘案の上、計上したものでございます。歳入予算全体に占める割合は0.08%でございます。

15ページの株式等譲渡所得割交付金は3,000千円で、前年度と同額で、歳入予算 全体に占める割合は0.08%でございます。

地方消費税交付金は1億10,000千円で、対前年度比では10,000千円の増額でございます。前年度実績を勘案して増額してございます。歳入予算全体に占める割合は2.93%でございます。

自動車取得税交付金5,000千円は、前年度と比較して1,000千円の増額、実績を勘案して計上したものでございます。自動車取得税交付金の歳入予算全体に占める割合は0.13%でございます。

地方特例交付金は2,000千円で、前年度と同額でございます。地方財政計画により 積算したものでございます。地方特例交付金の歳入予算全体に占める割合は0.05%で ございます。

地方交付税は14億90,878千円で、対前年度比17,116千円の増額、率にして1.16%の増でございます。

普通交付税については、地方財政計画ではマイナスとなっていて、国勢調査人口の減少による影響などもあって増額は見込めない状況にあります。

特別交付税については、地方創生事業分の上乗せが確保できる見通しにより計上したものでございます。地方交付税の歳入予算全体に占める割合は39.68%でございます。

17ページの交通安全対策特別交付金は600千円で、前年度と同額を計上してございます。交通安全対策特別交付金の歳入予算全体に占める割合は0.02%でございます。

分担金及び負担金のうち、まず分担金では、農林水産業費分担金4,289千円は、継続事業として実施しています田井畑地区の小規模土地改良事業の受益者負担金として700千円、同じく継続で実施しています上田井地区の農地耕作条件改善事業の水路改良工事に対する受益者分担金3,589千円でございます。

土木費分担金125千円は、県営事業で実施します小規模がけ崩れ対策事業に対する受益者分担金でございます。

次に負担金では、民生費負担金は16,949千円で、対前年度比では964千円の減額でございます。老人福祉費負担金は11名の方の措置に係る自己負担分、児童福祉費負担金では、広域入所や町内の認可保育所及び学童保育に係る自己負担分でございます。

20ページにかけての教育費負担金は、こども園費負担金は26,091千円、学校給食費31,341千円、滞納繰越分は40千円でございます。

分担金の計は4,414千円、負担金の計は74,421千円で、分担金及び負担金の合計は78,835千円で、対前年度で982千円の減額、歳入予算全体に占める割合は2.10%でございます。

使用料及び手数料、使用料、衛生使用料は4,410千円で、斎場や墓地の使用料でございます。土木使用料は11,915千円で、公営住宅使用料を計上しています。教育使用料は1,368千円でございます。これは、公民館などの公共施設やひまわりこども園

のバスの使用料等を計上しております。 21ページの商工使用料は1, 301千円で前年度と同額、キャンプ場等の使用料でございます。使用料の合計は18, 994千円で、対前年度比では473千円の減額でございます。

使用料及び手数料の手数料では、総務手数料2,959千円で、対前年度では51千円の増額でございます。衛生手数料は19,778千円で、清掃手数料や畜犬登録等の手数料でございます。手数料の合計は22,737千円で、対前年度比では49千円の増額でございます。

使用料及び手数料の合計は41,731千円で、対前年度比では424千円の減額、歳 入予算全体に占める割合は1.11%でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** それでは、11ページ、12ページの固定資産税のところの部分ですが、1つは、この固定資産税、昨年度から太陽光発電設置10kw以上の人は、申告をして税金を納めてもらうということを聞いたんですが、その部分は幾らぐらいありますか。

それから、償却資産、これは一体どういうことでしょうか。 以上お願いします。

- 〇議長(高野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 中西議員にお答えいたします。

今の太陽光発電の資産というんですけれども、これが償却資産の一部なんです。それと、 法人とか事業者が機械設備とかいろいろ持っていたら、それを合わせて償却資産として申 告してきますんで、太陽光が幾ら幾らというのは、今現在つかめていない状況でございま す。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 配当割交付金のとこなんですけれども、配当割交付金というのは、要するに株とか何とかのそういう話での動いたところの配当金として入ってくる交付金だと思うんですけれども、過去には6,000千とか8,000千とかという数字やったんが、急に前年度に比べて3,000千も減る。耳に入ってくるとこでは、株とか何とかというのは非常に景気のええような話聞くんやけども、半額になるという予測の理由というんは何かあるんでしょうか。
- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 先ほどの細部説明の中にもありましたように、本年度の実績見込みで、ことしは下がる見込みという見込みが出ていますので、今回については減額で計上させてもらったということでございます。
- 〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

○7番(鈴川基次君) 国保の場合は、徴収率95ぐらいのあれで予算を組んでいる。 パーセントちょっと定かじゃないんですけれども、町税、町民税も100%じゃなくて、 徴収率九十何%で、たしか100%じゃないですね、徴収率、そのあたり、ことしどのぐらいの徴収率を見込んでこれだけ集められるというのを組んでいるんかどうかということと、滞納分、町税の、1,500千ぐらい見込んでいるわけですけれども、ことしまだ29年度分は全部終わってないんですけれども、幾らかある中で、滞納分の徴収率もなかなか、1年ほってるわけやから、そう徴収率見込めんと思うんやけども、ここらあたりどのぐらいの徴収率を見込んでこれを出してるんかどうかということをお願いします。

- 〇議長(髙野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 鈴川議員にお答えいたします。

これは税目によって徴収率は一応見方が違うんです。町民税の場合は特別徴収がございますので、特別徴収はほとんど99とか入りますんで、全体的には97とか8とか高い目には組んでおります。あと、固定資産税とかにつきましては調定額、また調定見込み額を出しまして、それ掛けるここ何年かの平均徴収率という格好で、多少安全率を見て組んでおります。

あと、滞納繰越分に関しましては、額ですんで、大きな滞納者が1人払ったら率がもう ぽんと上がるという、そういうものですんで、滞納額がどんだけになるかという格好で入 るであろう額を、大体の額で組んでおります。

あと、軽自動車とかにつきましても、これも大体例年の徴収率があるんですけれども、 重課による、ちょっとふえる見込みであるとか、登録台数が何台であるとか、それは大体 見込んで組んでおります。

たばこについては、あくまでこれはもうこれからのたばこの販売によりますんで、月平均2,000千あったら24,000千あると、今のところ少し多いんですけれども、電子たばことか何とかで減ってくる可能性もございますし、禁煙とかの影響で下がる可能性もございますんで、せいぜいこんだけ取れるだろうという額で組んでおります。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 7番、鈴川議員。
- **〇7番(鈴川基次君)** 項目によって、見込み、徴収率を考えてということですけれども、全体的に平均して去年よりは徴収率を高く見込んでいるんか、低く見込んでいるんか。平均して全体で、それだけお答えください。
- 〇議長(高野正君) 税務課長。
- **〇税務課長(谷輪亮文君)** 町税総額としては上がっているんですけれども、徴収率としては、そんなに余り見込めないというか、ほぼ変わらないぐらいの徴収率を見込んでおります。

以上です。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) ささいな話なんですけれども、こども園のバスの収入ですけれども、バス使用料が168千円と、過去480千円ぐらいあったんからだんだん下がってきて、そう言えば仕事しながらでも猫バスが走っているんだけれども、乗っている人が過去に比べて大分少ななったんかなという気もしているんですけれども、実際そういうことで減額になってきてるんか、それから一番聞きたいとこで、僕は非常に和やかで、あれで通っている子どもさんなんかというのはなんですけれども、将来はやっぱり利用する人というのはだんだん減ってきてる方向にあるんかなという、この点についてご説明お願いできますか。

〇議長(髙野正君) 教育課長。

**〇教育課長(西端成太郎君)** バスの使用料についてですが、実績に応じたというのが答えなんですが、近年の傾向といたしましては、朝だけ乗るとか帰りだけ乗るとか、そういうパターンの方もふえているというのが現状でございます。

以上でございます。

- ○9番(田渕勝平君) 今後は、やっぱり減ってくるんかな。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(西端成太郎君)** 今後のことですけれども、予測の話になるんですが、平行線という感じもあるんですが、若干、傾向といたしましては減るのかもしれないなという、あくまで予想でございます。
- 〇議長(高野正君) 2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** 特交について、地方創生事業分の上乗せが確保できると。これは厳密に言うと、もうちょっと詳しく。例えば、何かやりとりがあって、今回上乗せ分が確保できることになったのかどうかということをもうちょっと詳しくお願いします。
- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 特別交付税でございますけれども、もともと特交というのはなかなか不確定要素が多いという代物でございます。これにつきましては、かつては美浜町特交 2 億ぐらいまで決定されたころもあったんですけれども、平成 2 8 年度の実績で言うと約 1 億 5 0,000 千ということで、かなり下がってきているわけです。一方、平成 2 9 年度の実績はまだ出ていません。恐らくこの議会中ぐらいに決定額が来るのかなと思っているんですけれども、まだ実績が出ていないところです。

今回30年度当初予算に1億70,000千という特交を計上させていただきました。 それについては、地方創生事業について起債と、残り普通交付税もしくは特交で全額措置 されるという話を防災のほうからも聞いていますので、今回いろいろ財源を探す中で、こ こはもう確実にその分が入ってくるだろうという見込みのもと、28年度実績で言うと1 億50,000千ぐらいの特交なんですけれども、29年度もまだ実績が出てない中であ りますけれども、今回当初に1億70,000千を計上させていただいた、そういう経緯 でございます。 ○議長(高野正君) ありませんか。ありませんね。

次に、第13款国庫支出金から第20款町債について細部説明を求めます。副町長。

**〇副町長(笠野和男君)** 次に、23ページから38ページまでの歳入、国庫支出金から 町債までについてご説明申し上げます。

23ページの国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は1億74,458千円でございます。内訳として、社会福祉費負担金は、障害児施設措置費給付費等負担金等の増加により90,107千円とふえる一方で、児童手当等の児童福祉費負担金では84,351千円と激減してございます。

これは、利用者の増加による障害児施設措置費給付費等負担金の増加と、子どもの減少により、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が激減したことが要因となってございます。

総務費国庫負担金5,045千円は地籍調査費負担金で、対前年度比では2,475千円の減額でございます。

地籍調査事業は、本の脇地区の調査をもって終了の予定でしたが、吉原地区の圃場整備 事業区域を調査する必要が生じましたので、今年度立ち会いと測量を実施するものでござ います。

国庫負担金の合計は1億79,503千円、対前年度比は8,226千円の減額でございます。

26ページにかけての国庫補助金につきましては、農林水産業費国庫補助金は1億 28,340千円でございます。農業委員会交付金と漁業振興に係る防衛施設周辺整備助 成補助金、新たに海岸堤防等老朽化対策事業補助金でございます。

土木費国庫補助金は94,134千円で、対前年度比1億6,108千円の減額でございます。町道吉原上田井線改良工事の事業費減により大幅な減少でございますが、2カ年の債務負担でいよいよ橋梁上部工に取りかかることとなってございます。

教育費国庫補助金は238千円でございます。要保護等に係る対象者の増加により、大幅に増額となってございます。

民生費国庫補助金14,775千円は、地域生活支援事業費補助金5,510千円のほか、25ページからの児童福祉費補助金9,265千円は、子ども・子育て支援交付金でございます。

総務費国庫補助金39,584千円につきましては、昨年度は地方創生事業に係る補助金は当初予算に計上されていませんでしたので、大幅な増額となってございます。このうち、戸籍住民基本台帳費補助金は、マイナンバーカード交付に係る補助金1,486千円と、新たに旧姓表記に対応できるようにシステムを改修する費用の補助金として3,848千円でございます。

地方創生事業費補助金は34,250千円でございまして、協議会への補助金や広場整備事業の2分の1が補助されるものでございます。

衛生費国庫補助金983千円は清掃費補助金で、浄化槽設置整備事業費補助金は昨年度 と同額の580千円、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金は403千 円の計上でございます。

消防費国庫補助金は、松原地区高台津波避難場所整備事業が完成しましたので大幅に減額となりましたが、新たに上田井地区の津波避難場所整備に係る補助金5,800千円の計上でございます。

国庫補助金の合計は2億83,854千円、対前年度では1億2,367千円の大幅な減額となってございます。

国庫委託金につきまして、総務費国庫委託金で181千円で、自衛官募集事務委託金等でございます。民生費国庫委託金2,528千円は、国民年金事務費委託金等でございます。国庫委託金の合計は2,709千円でございます。

国庫支出金の合計は4億66,066千円、対前年度比は1億8,832千円の減額、 歳入予算全体に占める割合は12.41%でございます。

次に、県支出金について申し上げます。

27ページ県負担金につきましては、民生費県負担金1億24,896千円で、前年度 と比較して214千円の減額でございます。

保育所に係る子どものための教育・保育給付費県負担金の減額等が主な要因でございます。

社会福祉費負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金36,779千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金22,241千円、障害者自立支援給付費等負担金35,375千円など、児童福祉費負担金では、児童手当負担金14,066千円、補助金が一本化され名称が変わった子どものための教育・保育給付費県負担金10,809千円等でございます。

総務費県負担金は2,522千円で、地籍調査事業の県負担分でございます。

県負担金の合計は1億27,418千円、対前年度では1,452千円の減額でございます。

27ページ下段から32ページの県補助金でございますが、総務費県補助金は643千円、民生費県補助金は35,858千円でございます。

総務費補助金は、昨年から開始した御坊市を中心として消費生活相談員を共同設置する 事業に充てる市町村消費者行政推進交付金でございます。

民生費県補助金は、主に、医療、介護を初めとする社会福祉及び児童福祉に関する補助 金でございます。

29ページの衛生費県補助金は2,173千円で、各種検診に係る保健衛生費補助金 1,593千円、合併浄化槽設置に係る県補助金580千円でございます。

農林水産業費県補助金の合計は80,558千円で、農業費、林業費、水産業費の県補助金でございます。

このうち農業費補助金は20,959千円で、継続で実施する田井畑地区の小規模土地 改良事業補助金600千円や、上田井地区の水路改良事業及び入山地区の農作業道改良事 業として、農地耕作条件改善事業補助金18,840千円などがございます。

林業費補助金は22,358千円で、この内訳は森林病害虫等防除事業2,748千円、 市町村民の森事業補助金2,472千円、松くい虫防除事業損失補償金17,138千円、 水産業費補助金では防衛施設周辺整備事業による日高港西川地区漁船係留施設整備に関す る県単港湾施設整備補助金29,816千円、河川流出物等回収事業補助金900千円、 三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業補助金2,400千円、新たに三尾本の脇漁港海 岸保全施設の長寿命化計画策定に係る海岸堤防等老朽化対策事業補助金4,125千円で ございます。

土木費県補助金は2,283千円で、住宅耐震化促進事業補助金でございます。

教育費県補助金は1,484千円で、人権啓発や子どもの居場所づくり、小中学校費では、昨年度に引き続き紀の国緑育推進事業に取り組むための補助金と、新たに部活動指導員を賃金で雇う予定で、3分2の県補助として運動部活動推進事業補助金290千円を計上してございます。

移譲事務市町村交付金は380千円でございます。

消防費県補助金405千円は、蓄電式避難誘導灯設置に係るわかやま防災力パワーアップ補助金でございます。

県補助金の合計は1億23,784千円、対前年度比は3,897千円の減額でございます。

31ページの県委託金につきましては総額18,824千円で、県民の友配布委託料や 県民税徴収委託料、指定統計に係る委託料等でございます。

今年度は、特に秋に県知事選挙と、来年3月末から4月にかけて県議会議員選挙が予定されていますので、その執行費用として県から委託金が入ってまいります。

県支出金の合計は2億70,026千円で、対前年度比は1,843千円の増額、歳入 予算全体に占める割合は7.19%でございます。

財産収入、財産運用収入については、各種基金の利子及び配当金で2,565千円、財産貸付収入は481千円、財産運用収入の合計は3,046千円でございます。

対前年度比は446千円の減額、歳入予算全体に占める割合は0.08%でございます。 33ページの寄附金、一般寄附金20,000千円は、ふるさと納税に係る寄附金でご ざいます。昨年度からの取り組みにより、大幅な増額を見込んだものでございます。歳入 予算全体に占める割合は0.53%となってございます。

繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金が2億50,000千円で、前年度比40,000千円の減額、高齢者福祉基金繰入金が10,000千円、水と土保全基金繰入金は19千円でございます。

ふるさと基金は昨年度で残高がほぼなくなりました。また、減債基金は充当の対象とな

る起債の償還が終了しましたので、今年度は基金繰り入れを予定してございません。今後 の活用方法については検討してまいります。

繰入金の合計は2億60,019千円で、対前年度比は48,576千円の減額でございます。

歳入予算全体に占める割合は6.92%でございます。

繰越金70,000千円は、前年度と同額を計上してございます。歳入予算全体に占める割合は1.86%でございます。

下段から35ページの諸収入、延滞金加算金及び過料は500千円、預金利子は、前年度と同額の100千円を計上してございます。

雑入につきましては26,098千円でございます。

アンテナショップMIHAMAの売上金6,000千円や、宝くじの売り上げ収益金が配分される県市町村振興協会市町村交付金が4,000千円、本の脇地区に対するコミュニティ助成事業2,500千円、地域福祉計画策定費に充当する長寿社会づくりソフト事業費交付金4,633千円、事業費収入3,000千円などが主なものでございます。

下段の貸付金元利収入は昨年度で終了いたしました。

諸収入の合計は26,698千円、対前年度では1,817千円の増額でございます。 歳入予算全体に占める割合は0.71%でございます。

3 7ページの町債につきましては、昨年度に引き続き起債対象になる事業に対しては、 できるだけ起債を充当した予算編成となってございます。

緊急防災・減災事業債の制度が4年間延長されていますので、これもフルに活用することといたします。

まず土木債ですが、吉原上田井線改良工事の補助残に対して90%の充当率で39,100 千円でございます。

消防債1億7,900千円は、緊急防災・減災事業債でございまして、浜ノ瀬地区津波 避難施設の工事費と用地購入費等に充当いたします。

総務債の一般補助施設整備事業等債8,500千円は、地方創生推進交付金事業のハード整備部分に充当いたします。

公共施設等適正管理推進事業債15,400千円は、昨年度は除却債と呼んでいたもので、旧三尾小学校講堂の解体工事に充当いたします。

教育債の学校教育施設等整備事業債は18,300千円で、松洋中学校屋根修繕工事に 充当いたします。

最後に、臨時財政対策債は1億円で、前年度と同額でございます。

町債の合計は2億89,200千円、対前年度では55,100千円の減額でございます。歳入予算全体に占める割合は7.70%でございます。

今年度の起債償還元金の額が2億92,448千円ですので、町債の発行額はこれを下回ってございます。

以上が歳入の状況でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高野正君) しばらく休憩します。

再開は14時40分です。

午後二時二十七分休憩

午後二時四〇分再開

〇議長(高野正君) 再開します。

これから質疑を行います。4番、北村議員。

- **〇4番(北村龍二君)** 34ページなんですが、ふるさと納税寄附金20,000千、先日も、中西議員も田渕議員もおっしゃっていた中で、4,000千ぐらいの収益といいますか利益といいますか、出るということで、今後も大いにこの分としての活躍が見込まれるんですが、今後どういった、使い道とか、もちろん今の現状でこういうのを考えているよというのがあれば、また教えていただけますか。4,000千ちょっとあるということで。よろしくお願いします。
- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- 〇総務政策課長(福島教君) お答えいたします。

昨日の専決の補正にもありましたように、29年度においては約15,000千ぐらいのふるさと納税が見込まれるということで、それにさらに上乗せして20,000千円ということで、平成30年度には予算計上させていただきました。

それと、補正のところでもお話ししたかと思うんですけれども、返礼品の返礼率というのを、ことしに入ってからは少し下げていまして、国の言う3割というところにできるだけ近づけておりますので、20,000千円、ことしふるさと納税がこれだけ予算どおり入れば、いわゆる実入りといいますか、実の美浜町へ入る分というのは、返礼品の率が下がっている分、今度は逆に多くなると思うんです。

商品が3割、あと事務手数料ということで、合わせて約5割とすれば、20,000千 もしふるさと納税があれば、そのうち10,000千は町に財源として入るということに なるかと思います。

それを何か特定の事業に充てるのかというあたりの話ですけれども、きのう医療費に充てたら云々というお話もありましたけれども、一方では、この予算の中でもおわかりのように 2 億 5 0 , 0 0 0 千円貯金で取り崩しせな予算を組めない状況になっています。ですので、まだ、たとえ 1 0 , 0 0 0 千ふるさと納税がふえたからといって、それを特定の事業にまだ回せる余裕が今のところはないというのが現状でございます。

以上です。

- ○議長(高野正君) 10番、中西議員。
- 〇10番(中西満寿美君) 関連です。

ふるさと納税の返礼品に、町長の施政方針でカナダやデンマークへの旅行なども返礼品メニューに加える検討を進めてまいりますと述べられたんですけれども、カナダ、デンマークへの旅行というのも、相当な納税をせんと3割の返礼になかなかならんかと思うんですが、そこで1つ、このことについての質問ですけれども、どういうふうに考えておられるんかということ、それから、カナダ、デンマークはえらい遠いんで、せっかくABCの計画を地方創生でやっているので、美浜町のアメリカ村レストランで食べられるとか、ゲストハウスへ泊まれるとか、ガイドが美浜町を案内するとか、そういうものも返礼品に入れたら一石二鳥ではないかと私は思うんですけれども、検討するということですから、ぜひそういうふうな、せっかく地方創生でできたものを活用するような、そんな方法も考えていただけたらと、質問とか要望まぜこぜですけれども、お願いします。

## 〇議長(高野正君) 総務政策課長。

○総務政策課長(福島教君) 1つのアイデアとして承っておきます。

それと、カナダ旅行、デンマーク旅行という話ですけれども、今インターネット業者さんに3社お願いしているわけですけれども、その中で、ふるさとチョイスさんですか、というのは、運営母体がJTBということで、後ろに旅行会社がついていると。ですんで、旅行会社がカナダ行き、カナダへの旅行券であったりデンマークへの旅行券というのを手配するというのは、これは本業ですので、そこの手配はできるという話も、ここ数日の間にもJTBさんが来られてましたんで、そういう打ち合わせは今担当と進めているところございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 8番、谷口議員。

○8番(谷口徹君) 24ページの防衛施設周辺整備助成補助金なんですが、今これで現在浜ノ瀬のほうで避難港の建設が行われているわけなんですけれども、私が以前総務産業の常任委員会の委員長やらせていただいたときに、一度周辺整備事業、どのようなものをやられているのか見に行こうということで北海道のほうへ行かせていただきましたけれども、ありとあらゆるものが周辺整備事業で展開、千歳市でしたかされておりました。今回、第1弾という形で三尾のほうに、つき磯と浜ノ瀬に避難港という運びになってるわけなんですけれども、それが終わってもう終わりというのでは、若干寂し過ぎるかなという思いもありまして、今後どのような展開を目指していらっしゃるのか、ぜひお伺いしたいんですが。

## 〇議長(高野正君) 産業建設課長。

**○産業建設課長(河合恭生君)** 今までやってきた投石ですとか漁船の係留施設の整備につきましては、あくまでも漁業振興という、水産業振興という目的のもと事業を進めてまいりました。この事業、平成31年度に今の下流側の係留施設が完成します。これまで平成25年ぐらいから実施してきたかと思うんですけれども、第1期事業といたしましては31年度、そこから32年度から、また何らかのということになろうかと思います。

まずは、漁業者の皆様がどういう施設整備を望まれているのかというところからになってくると思います。まだ正式に漁業者の方の間の中でも協議されているわけではないんですけれども、恐らく30年度中に漁業者の皆さんが話し合われて、そこに町なり防衛省さんが入っての32年度からの新規メニューづくりというふうになってくるのかなというふうに今想定しております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 8番、谷口議員。
- **○8番(谷口徹君)** ぜひ、そういう漁業者さんと連携をとりながら、いいものをどんどん進めていっていただきたいと思います。

それで、また別なんですが、アンテナショップMIHAMAの売り上げ収入、今年度雑入、若干去年と比べて消極的なのかなという思いがせんでもないんですけれども、この説明、過去に受けたかもわからないんですけれども、もう一度、すみません、教えてください。6,000千円というのは、あくまでも町に入ってくる純利益というふうに解釈してよろしいんでしょうか。その辺教えてください。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

まず、金額のほうからお話しいたします。6,000千円は町へ売り上げとして入ってくる金額として計上しておりますけれども、アンテナショップの場合は委託販売方式を採用しておりますので、この9割は出店者さんに歳出のほうで計上しているというようなことになっております。ということは、10%が美浜町の事務手数料としていただくというようなことになります。

それと、今年度1年間アンテナショップずっと開催してきたんですけれども、やはり波というのが幾分かあります。それは気象条件であったり、今年度は台風で3日間しかあけられない月が二、三回ありました。そういうふうなところで、予算上ですけれども、委託販売方式でたくさん入ってくるとまた補正せなあかんので、少し多目に取っているんですけれども、今年度は120千円の50週ということで6,000千円を計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 先ほど副町長の説明のとこで、地籍調査のことで総務費国庫負担金のとこの、吉原のほうで地籍のほうが必要になったというような話、吉原の基盤整備という詳細説明があったんですけれども、もう全部終わるんかなと思っていたんですけれども、そんなとこ必要になったんかなというような話があるんで、歳出のとこで聞くほうがわかりやすいんかな、忘れてしもたら悪いんで、ここでひとつ教えてください。どういうとこで地籍が必要になってきたというとこと、いま一つ、ついでに同じ24ページの海岸堤防等老朽化対策事業費というのが国庫のほうから8,250千入ってくる話、当初いた

だいたこの中で、このお金どこへ使うんかなと思ったら、今の詳細説明を聞かせてもろて、 三尾と本の脇の漁港の、名前は長寿命化云々ということになっているんで、これも歳出の ほうで聞いても同じことかなとは思っているんですけれども、ここの老朽化対策と、今長 寿命化という話、橋とか何とかとよく聞くんですけれども、この中で老朽化対策事業費と いうような形でおりてくるというんが、ちょっとここら辺違和感あるんですけれども、長 寿命化は長寿命化でわかるんですけれども、具体的にどういうことをしようとしてるんか ということ、この2点お伺いします。

〇議長(高野正君) 総務政策課長。

**○総務政策課長(福島教君)** まず、1点目の地籍調査について、私のほうからお答えいたします。

町長の施政方針等でも若干触れていたかと思うんですけれども、これまで美浜町の地籍調査というのは、平成29年度の本の脇の調査をもって終了しますよということをずっと言ってきたわけなんですけれども、昨年だったと思います、30年ぐらい前に吉原の北側、圃場整備をやったエリアがございます。ここについては、ああいうふうにきれいに区画整理をされたところで、当然きちんとした図面もあって、19条5項という言い方をするらしいんですけれども、そういうことで別の事業でやった部分というのは、地籍調査は完了済みという解釈で長年きたわけなんですけれども、いろんなやりとりを法務局さんとしている中で、なぜ最終的にあのときの図面が法務局さんにきちんと備えられてなかったのかというのは、今となっては理由が定かではないんですが、あのときの図面ではだめですよという話に最終的になりました。それで、もう一度あそこを、30年度でこれまでのほかの地籍調査と同じように現場で立ち会いしていただいて、境界ラインはここで間違いないですねという立ち会いをして、それで現在の最新技術で測量した上で、もう一度地籍調査事業として吉原の圃場整備の部分をやるということで、県のヒアリングの中でも、その事業分については事業をやるということで認められておりますので、これまで本の脇で終わりと言っていた部分が、吉原がもう一回出てきたという経緯でございます。

- 〇議長(高野正君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(河合恭生君) お答えさせていただきます。

今回、歳入で表記しています海岸堤防等老朽化対策事業、午前中のご質問にもありましたけれども、ちょっと長くなりますけれども、今回の30年度予算におけるこの事業につきましては、議員おっしゃるとおり橋の定期点検業務、橋の老朽度合いをチェックして4段階の判定をすると。いわゆる長寿命化に資するコンサル業務でした。今回の海岸堤防等老朽化対策事業も全く同様でございます。

では、対象は何かと申しますと、本の脇、三尾の漁港海岸です。漁港海岸における各種施設に対する健全度の判定でございます。例えば、三尾の漁港海岸の施設となりますと、小三尾からずっと大三尾にかけての防潮堤といいますか、県道沿いのパラペット、それから湾の中にあります2つの離岸堤とか、そういうものに対する調査でございます。

この事業、平成30年度がコンサル業務について国の補助金、県の補助金がつく最終年度でございます。なので、今回国が2分の1、県が4分の1でございます。それ以降については全く単費、また、これの業務をしておかないと、各種施設の修繕なり更新なりというときには、基本的に国は補助金をつけないよというものでございますので、ぜひ必ずしておかなければならない。かつ、コンサル業務に補助がつくのが平成30年度が最終年度ということで、今回予算計上に至った次第であります。

午前中のご質問の中でもありましたけれども、今申し上げたのは漁港区域の漁港海岸における施設でございましたけれども、三尾の漁港施設というのもございます。例えば、漁会の事務所の前の物揚げ場であったり、前面の防波堤でありましたり、船揚げ場というのか、これは漁港施設ございます。これらの判定につきましては、平成29年度において実施させていただいているということで、今回については、あくまでも漁港海岸に係る施設の部分の業務でございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 28ページの県補助金のとこで、総務管理費補助金、先ほどの細部説明のとこで御坊市のほうへ云々という話ありました。50千と590千、結局市町村消費者行政推進交付金というのが50千で、市町村消費者行政強化交付金推進事業と書いて593千円と、これ去年までは上の消費者行政推進交付金というので725千円とか、その前は300千ですけどついてたんが、ことしなぜ2つに分かれて、しかも推進事業のほうが590千、トータルしたらそんなに変わる金額じゃないんですけれども、何でこうなったんかなと思って、今までどおりでええん違うんかなという思いがあるんですけれども、これなぜ2つになったかというのがあるんですか、何か意味。
- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- **〇総務政策課長(福島教君)** 端的に申し上げて県の補助金の名前が変わったからということになります。

1つ目のほうは、町が独自に、例えば広報とかへ、詐欺とかに気をつけましょうねというふうな啓発のチラシを入れたりグッズを配ったりという、そういう経費でして、下のほうの593千円、これが去年から始まった、御坊市へ共同設置しました消費相談の相談員さんを設置するための各構成市町の負担金に充てられる補助金ということで、メニューがことしからこういう2本立てになったということでございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 歳出のとこで聞いてもいいんですけれども、今出たついでに聞いておいたほうがわかりやすいと思うんで聞くけれども、実際御坊市のほうで消費者の云々という推進事業を始めて、去年の実績というか、美浜町全体でこんなんというか、やっぱり初めてのもんというのは、どれくらいのそういう相談があって、こんなことありましたよという話は一応知識として知っておきたいんで、わかったら教えていただけたら、もし

わからなんだら歳出のとこでも結構ですんで、またお願いします。

〇議長(髙野正君) 総務政策課長。

○総務政策課長(福島教君) すみません。2月ぐらいまでの実績を御坊市さんからもらっているんですけれども、今手元にないんですけれども、傾向としては、気軽にそういうのを相談できる窓口ができたということで、今までの統計数値と比べて、やっぱりふえてます、相談件数は。特に美浜町の場合は、御坊市役所という、近くにそういう常駐の相談員さんがいるということで、去年もお話ししましたけれども、御坊市さんに1人常駐、それと、もう一人の人が半日、各構成市町を回るというふうな巡回という、2人体制で今やっています。美浜町の場合は、巡回のほうはほとんど実績が1人か2人ぐらいしかなくて、ほとんど御坊市の窓口へ行くよという感じの人が多いというふうに聞いています。

由良町さんでしたか、ちょっと御坊まで行くん遠いんで、結構窓口へ来ている町村も あって、そこは割と町村によってばらつきがあるということですけれども、全体数は確実 にふえている、相談件数は伸びているという現状でございます。

〇議長(高野正君) 10番、中西議員。

**〇10番(中西満寿美君)** 35ページから36ページの雑入のところで、新しく後期高齢者医療広域連合集団健診事務費というのが18千円入っているんですが、これは前々から後期高齢者の人で集団健診をやってほしいという声があったんですけれども、今年度からそれはやっていくということで、広域連合から事務費として18千円が入ったという理解でよろしいでしょうか。

- 〇議長(高野正君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

今の件なんですけれども、議員のおっしゃるとおり、30年度から町の総合健診と一緒に後期の被保険者の方も健診を受けることになりましたので、後期の連合組合のほうから事務費として1件300円入ってきます。それに伴いまして、雑入のほうで18千円を計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 36ページの同じページになるんかと思いますけれども、ちょっと一つ、二つ理解しにくいんで説明をお願いします。

雑入の中で長寿社会づくりソフト事業交付金というのがございます。交付金というんが 出てくるんだったら、歳入でもどこから交付されるんかなという、要するに県なら県の とこへ入るやろうし、なぜ雑入に入ってくるのかなと、理屈が理解できません。それも 4,630千という金額といいますと、かなりある金額なんで、交付金なのになぜ雑入に なるんなという1点と、それから、実際問題、長寿社会づくりソフト事業で、もしかした ら細部説明で聞き漏らしたんだったら失礼ですけれども、何に使うんかなという話と、ま た、これも細部説明を聞いたはずなんですけれども、その下に事業収入3,000千組ん でいますけれども、多分勝手にシルバーの収入かななどと考えているんですけれども、この2点について説明をお願いします。

- 〇議長(高野正君) 福祉保険課長。
- 〇福祉保険課長(中村幸嗣君) お答えします。

まず、長寿社会づくりソフト事業費交付金についてなんですけれども、これについては 地域福祉計画の策定費用に充当できる交付金ということで、この交付元は公益財団法人地 域社会振興財団というところの交付金事業がありまして、県を通じて紹介がありまして、 この事業費は5,000千円を上限としまして、100%以内の交付率があるものでござ います。他府県では地域福祉計画策定に類する事業採択の実績もあったことから、今回交 付申請をしまして、事業費に充当させるべく計上させていただきました。

事業費収入につきましては、議員のおっしゃるとおりシルバー人材事業の運営を福祉保険課のほうで行うに当たりまして、4月から事業を引き継ぐことを考えましたときに、いわゆる事業費収入を計上する必要がありまして、平成29年度のシルバー人材センターの事業収入を参考にしまして3,000千を計上しました。歳出につきましても、予算を計上させていただいておるんですが、この事業費収入を財源としまして、歳出のほうでも計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 今の課長の説明でよくわかりました。ただ1つ目の長寿社会づくりソフト事業という交付金、これはソフト事業に使われる計画を組むんやけど、以前にいただいた第7次介護及び高齢者保健福祉計画などというような計画もある中で、長寿社会づくりという計画というか、実際どのようなソフト事業をするんか。これも歳出のほうで聞いたらいいと思うんですけれども、出てきたついでに説明できたらお願いいたします。
- 〇議長(髙野正君) 福祉保険課長。
- ○福祉保険課長(中村幸嗣君) いろんなメニューがある中で、5つの事業メニューがありました。その中で、保健・医療・福祉事業等推進調査事業という事業項目がありまして、これが合致するものであると。また、先ほども答弁させていただいたとおり、他府県においても同様の策定事業の採択の事業というところが確認できましたので、今回これに交付申請させていただいたものでございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** 38ページの町債の三尾の講堂の解体について、ざっくり内容的にはプールもというようなことも聞いたことがあったんですが、改めてその内容と、それと一般質問もしたことがありますけれども、工事費の割には事業債自体は半額ぐらいで抑えているというのが、やっぱり有利な面が少ないから配慮したことなのかどうかというとこも含めてお願いします。

〇議長(高野正君) 総務政策課長。

○総務政策課長(福島教君) 三尾の講堂の解体の話ですけれども、プールの解体は含まれてございません。講堂の解体費、もともとの起債の充当で考えると、交付税措置はないものの、旧の名前で言いますと除却債ということになるんですけれども、その名前でいきますと90%充てられるんですが、講堂の解体をいろいろ昨年設計してもらう中で、例えば前ののり面の部分とか、そういう部分も少し、崩落のとこまではいかないですけれども傷んできているよって、この際、前ののり面のところなんかも補強したほうがいいんじゃないかというような、いろんな別メニューの工事が出てきまして、実際、起債が充てられるというのは、純粋に解体の部分だけということになりますので、歳出のところでも出てきますけれども、全体事業費が全てが解体に係る部分ではないというということがありまして、起債の充当については、対象部分については90%充当しているんですが、全体額から言うと起債額は少ないように、そういう印象を受けるということでございます。

○議長(高野正君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(高野正君)** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午後三時○八分延会

再開はあす16日午前9時です。

お疲れさまでした。